

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成24年9月13日
【計算期間】	特定16期（自 平成23年12月20日 至 平成24年6月18日）
【ファンド名】	三井住友・グローバル・リート・オープン（3カ月決算型）
【発行者名】	三井住友アセットマネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 前田 良治
【本店の所在の場所】	東京都港区愛宕二丁目5番1号
【事務連絡者氏名】	三島 克哉
【連絡場所】	東京都港区愛宕二丁目5番1号
【電話番号】	03-5405-0228
【縦覧に供する場所】	該当ありません。

第一部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

（1）【ファンドの目的及び基本的性格】

イ 当ファンドは、グローバル・リート・マザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）受益証券への投資を通じて、日本を含む世界各国において上場（準ずるものを含みます。以下同じ。）している不動産投資信託（リート）に投資し、信託財産の着実な成長と安定した収益の確保を目指して運用を行います。

※不動産投資信託（リート）（以下「リート」といいます。）とは、投資信託財産または投資法人の財産の総額の2分の1を超える額を、不動産等（不動産、不動産の貸借権、地上権等をいい、社団法人投資信託協会規則で定めるものをいいます。以下同じ。）および不動産等を主たる投資対象とする資産対応証券等（資産の2分の1を超える額を不動産等に投資することを目的とする優先出資証券、特定目的信託の受益証券等であって社団法人投資信託協会規則に定めるものをいいます。）に投資することを目的とする投資信託の受益証券および投資法人の投資証券をいい、海外における同様の資産で、金融商品取引法上の外国投資信託証券または外国投資証券を含みます。

ロ 委託会社は、受託会社と合意の上、金5,000億円を限度として信託金を追加することができます。この限度額は、委託会社、受託会社の合意により変更できます。

ハ 当ファンドが該当する商品分類、属性区分は次の通りです。

（イ）当ファンドが該当する商品分類

項目	該当する商品分類	内容
単位型・追加型	追加型投信	一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。
投資対象地域	内外	目論見書または信託約款において、国内および海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。
投資対象資産 （収益の源泉）	不動産投信	目論見書または信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に不動産投資信託の受益証券および不動産投資法人の投資証券を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

(ロ) 当ファンドが該当する属性区分

項目	該当する属性区分	内容
投資対象資産	その他資産（投資信託証券（不動産投信））	目論見書または信託約款において、主として投資信託証券に投資する旨の記載があるものをいいます。「投資信託証券」以下のカッコ内は投資信託証券の先の実質投資対象について記載しています。なお、組み入れる資産そのものは投資信託証券ですが、投資信託証券の先の実質投資対象は不動産投信であり、ファンドの収益は不動産投信市場の動向に左右されるものであるため、商品分類上の投資対象資産（収益の源泉）は「不動産投信」となります。
決算頻度	年4回	目論見書または信託約款において、年4回決算する旨の記載があるものをいいます。
投資対象地域	グローバル（日本を含む）	目論見書または信託約款において、組入資産による投資収益が日本を含む世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
投資形態	ファミリーファンド	目論見書または信託約款において、親投資信託（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。）を投資対象として投資するものをいいます。
為替ヘッジ	為替ヘッジなし	目論見書または信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるものまたは為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいいます。

※マザーファンドの運用は、ファンド・オブ・ファンズ（投資信託証券への投資を目的とする投資信託）の投資形態で行うため、当ファンドとマザーファンドを一体とみなした場合、ファンド・オブ・ファンズの性質を有します。

《商品分類表》

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
単位型	国内	株式
		債券
追加型	海外	不動産投信
	内外	その他資産 (資産複合)

(注) 当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

《属性区分表》

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式 一般 大型株 中小型株	年1回	グローバル (日本を含む)		
	年2回	日本		
	年4回	北米	ファミリーファンド	あり
債券 一般 公社債 社債 その他債券 クレジット属性 ()	年6回(隔月)	欧州		
	年12回(毎月)	アジア		
	日々	オセアニア		
不動産投信	その他 ()	中南米	ファンド・オブ・ファンズ	なし
その他資産 (投資信託証券(不動産投信))		アフリカ		
資産複合 () 資産配分固定型 資産配分変更型		中近東(中東)		
		エマージング		

(注) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

※属性区分の「為替ヘッジ」は、対円での為替変動リスクに対するヘッジの有無を記載しています。

※商品分類、属性区分は、社団法人投資信託協会「商品分類に関する指針」に基づき記載しています。商品分類、属性区分の全体的な定義等は社団法人投資信託協会のホームページ（<http://www.toushin.or.jp/>）をご覧ください。

(2) 【ファンドの沿革】

平成16年6月18日 信託契約締結、設定、運用開始。

（３）【ファンドの仕組み】

イ 当ファンドの関係法人とその役割

（イ）委託会社 「三井住友アセットマネジメント株式会社」

証券投資信託契約に基づき、信託財産の運用指図、投資信託説明書（目論見書）および運用報告書の作成等を行います。

（ロ）受託会社 「三井住友信託銀行株式会社」

証券投資信託契約に基づき、信託財産の保管・管理・計算等を行います。なお、信託事務の一部につき、日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社に委託することがあります。また、外国における資産の保管は、その業務を行うに十分な能力を有すると認められる外国の金融機関が行う場合があります。

（ハ）販売会社

委託会社との間で締結される販売契約（名称の如何を問いません。）に基づき、当ファンドの募集・販売の取扱い、投資信託説明書（目論見書）の提供、受益者からの一部解約実行請求の受付、受益者への収益分配金、一部解約金および償還金の支払事務等を行います。

（ニ）投資顧問会社（運用の委託先）

委託会社との間で締結される投資一任契約（運用委託契約）に基づき、マザーファンドの運用指図に関する権限の一部の委託を受け、信託財産の運用を行います。

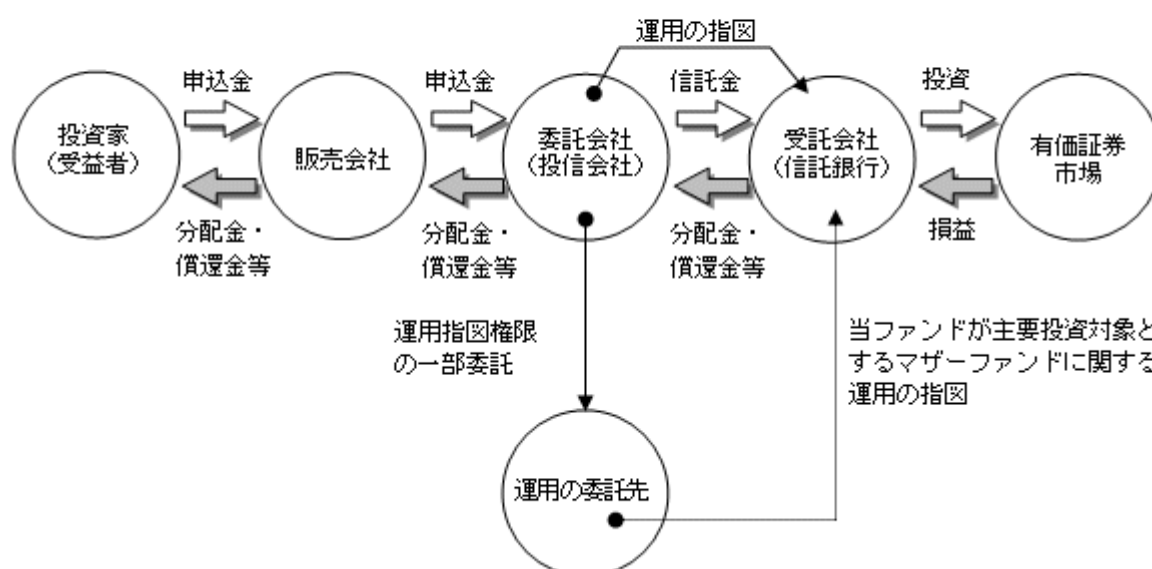
名称：ピーエヌピー・パリバ・インベストメント・パートナーズ・ネイザーランズ・エヌ・ブイ

（BNP Paribas Investment Partners Netherlands N.V. 以下「BNPP(Netherlands)」ということがあります。）

役割：当ファンドが主要投資対象とするマザーファンドに関する資金配分（為替取引を含む）およびリート取引にかかる運用の指図を行います。

※運用委託先を、以下「BNPパリバ インベストメント・パートナーズ・グループ」ということがあります。なお、将来、BNPパリバ インベストメント・パートナーズ・グループ内の組織変更等に伴い、運用委託先の形式的な変更が生じることがあります。

運営の仕組み



ロ 委託会社の概況

(イ) 資本金の額

2,000百万円（平成24年7月31日現在）

(ロ) 会社の沿革

昭和60年7月15日 三生投資顧問株式会社設立

昭和62年2月20日 証券投資顧問業の登録

昭和62年6月10日 投資一任契約にかかる業務の認可

平成11年1月1日 三井生命保険相互会社の特別勘定運用部門と統合

平成11年2月5日 三生投資顧問株式会社から三井生命グローバルアセットマネジメント株式会社へ商号変更

平成12年1月27日 証券投資信託委託業の認可取得

平成14年12月1日 住友ライフ・インベストメント株式会社、スミセイ グローバル投信株式会社、三井住友海上アセットマネジメント株式会社およびさくら投信投資顧問株式会社と合併し、三井住友アセットマネジメント株式会社に商号変更

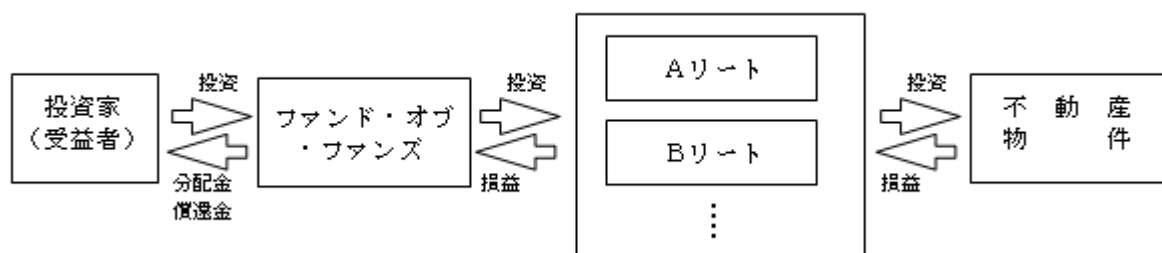
(ハ) 大株主の状況

(平成24年7月31日現在)

名称	住所	所有 株式数	比率 (%)
住友生命保険相互会社	大阪府大阪市中央区城見一丁目4番35号	7,056	40.0
三井住友海上火災保険株式会社	東京都中央区新川二丁目27番2号	4,851	27.5
株式会社三井住友銀行	東京都千代田区丸の内一丁目1番2号	4,851	27.5
三井生命保険株式会社	東京都千代田区大手町二丁目1番1号	882	5.0

ハ ファンドの運用形態（ファンド・オブ・ファンズによる運用）

一般に、「ファンド・オブ・ファンズ」においては、株式や債券などの有価証券に直接投資するのではなく、複数の他の投資信託（ファンド）を組み入れることにより運用を行います（投資信託に投資する投資信託）。マザーファンドの主要投資対象であるリートは、不動産投資信託であり、当ファンドとマザーファンドを一体とみなした場合、当ファンドは「ファンド・オブ・ファンズ」に該当します。



2【投資方針】

（1）【投資方針】

イ 基本方針

当ファンドは、マザーファンド受益証券への投資を通じて、日本を含む世界各国において上場（準ずるものを含みます。以下同じ。）しているリートに投資し、信託財産の着実な成長と安定した収益の確保を目指して運用を行います。

ロ 投資態度

- （イ）マザーファンド受益証券への投資を通じて、日本を含む世界各国において上場しているリートに投資し、信託財産の着実な成長と安定した収益の確保を目指して運用を行います。
- （ロ）安定的かつ相対的に高い配当収益の確保を目指すために、マザーファンド受益証券への投資を通じて、賃貸事業収入比率の高い銘柄を中心に分散投資します。ポートフォリオ全構成銘柄の平均賃貸事業収入比率の目標は75%以上とします。
- （ハ）運用に当たっては、BNPパリバ インベストメント・パートナーズ・グループにマザーファンドにおけるリートの運用指図に関する権限を委託し、その運用ノウハウを活用します。
- （ニ）実質外貨建資産については、原則として対円での為替ヘッジを行いません。
- （ホ）なお資金動向、市場動向、残存信託期間等の事情によっては、上記のような運用ができない場合があります。

ファンドの特色



1 日本を含む世界各国の不動産投資信託（リート*）に投資します。

*リートとは…

不動産投資信託のことで、英語のReal Estate Investment Trustの頭文字をつなげて「REIT（リート）」と呼ばれています。多くの投資家から資金を集めて不動産に投資し、主にその賃料を基にした利益に応じて配当金を支払う仕組みです。また、上場しているリートは、取引所で売買できるため、不動産に直接投資する場合と比べて、換金性が高いという特徴もあります。

2 安定的かつ相対的に高い配当収益の確保を目指すために、賃貸事業収入比率の高い銘柄を中心に分散投資します。

賃貸事業収入比率は、賃貸事業収入の営業収益全体に占める割合で、この比率が高いほど、安定的な配当原資を確保していると考えられます。

ポートフォリオ全構成銘柄の平均賃貸事業収入比率の目標は75%以上とします。

賃貸事業収入比率：「賃貸事業収入÷営業収益」（実績ベース）

賃貸事業収入比率はリートが発表する決算データに基づいて、BNPパリバ インベストメント・パートナーズ・グループ**が分析した数値によって計算されたものを使用します。

3 BNPパリバ インベストメント・パートナーズ・グループ**の運用ノウハウを活用します。

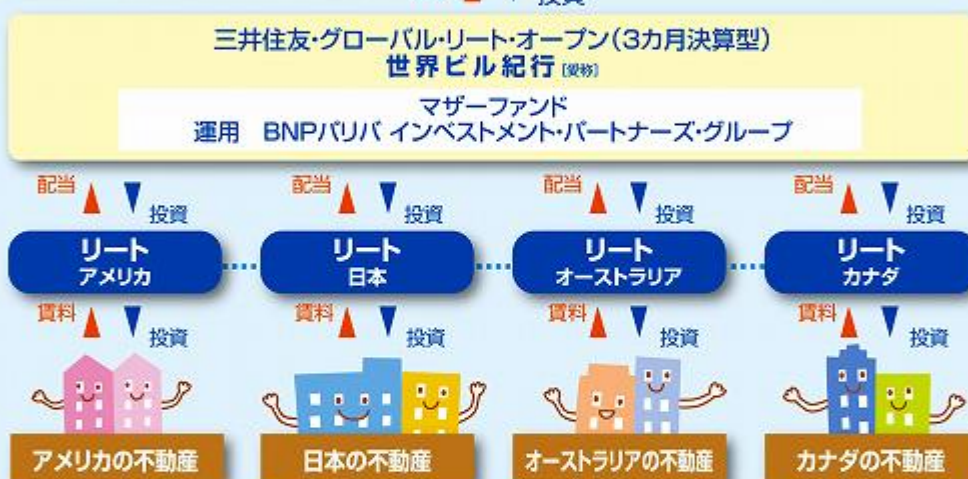
**BNPパリバ インベストメント・パートナーズ・グループのBNP Paribas Investment Partners Netherlands N.V.にリートの運用指図に関する権限を委託します。また、同社に対して、J.P. Morgan Investment Management Inc.および三井住友アセットマネジメント株式会社が助言を行います。

運用委託先を「BNPパリバ インベストメント・パートナーズ・グループ」ということがあります。なお、将来、BNPパリバ インベストメント・パートナーズ・グループ内の組織変更等に伴い、運用委託先の形式的な変更が生じることがあります。

世界各国の不動産の賃料が
主な収益源となります。

お客様(受益者)

分配 ▲ ▼ 投資



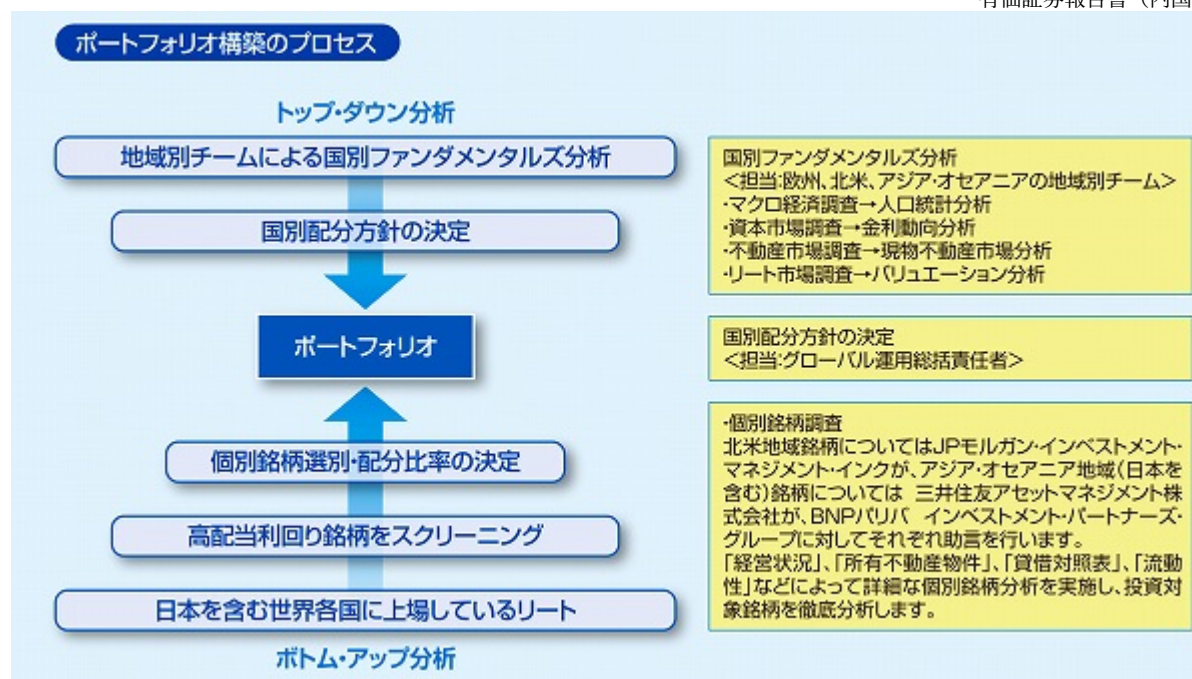
(注)上記はあくまでもイメージであり、上記の国以外のリートも投資対象となります。
また、上記の国のリートに必ず投資するとは限りません。

4 実質外貨建資産については、原則として対円での為替ヘッジを行いません。

5 原則として、3カ月毎の決算時に配当等収益を中心に分配を行います。

委託会社の判断により分配を行わない場合もあるため、将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

※資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。



※ 組入リーートの費用等について

当ファンドとマザーファンドを合わせて実質的に一つのファンドとみなした場合、リートは法形式上、投資信託証券とされることから、リートを実質的に主要投資対象とする当ファンドはファンド・オブ・ファンズとなります。

しかし、一般の証券投資信託を投資対象とするファンド・オブ・ファンズが投資対象の証券投資信託をあらかじめ約款等でリストアップし、組入投資信託の状況の変化が限定的な運用を行うのに対し、リート（不動産投資信託）を主要投資対象とする当ファンドでは、株式と同様に取引所等の市場で売買される多数の銘柄のリートの中から、約款上の選定基準に従って適宜組入銘柄を選定して分散投資を行い、また売却を行いますので、組み入れるリーートの銘柄や構成比は流動的となります。

リーートの多くは法人形態をとっており、その費用には、運用者等に支払う費用以外に、一般の会社と同じように多種多様なものがあり、また、国・地域によっては、開示する項目の基準が異なります。

したがって、委託会社において、当ファンドが組み入れる様々なリーートの費用等を網羅的に調査し、当ファンドへの投資等のための参考になるような情報として、その上限額、計算方法等を具体的に記載することはできません。

（２）【投資対象】**イ 投資対象とする資産の種類**

当ファンドにおいて投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

（イ）次に掲げる特定資産（投資信託及び投資法人に関する法律第２条第１項の「特定資産」をいいます。以下同じ。）

- １．有価証券
- ２．金銭債権
- ３．約束手形

（ロ）特定資産以外の資産で、以下に掲げる資産

- １．為替手形

ロ 投資対象とする有価証券

委託会社は、信託金を、主としてマザーファンドの受益証券および次の有価証券（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

- １．国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券および短期社債等を除きます。）
- ２．コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等
- ３．外国または外国の者の発行する証券または証書で、前号の証券または証書の性質を有するもの
- ４．投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第２条第１項第10号で定めるものをいいます。）
- ５．投資証券または外国投資証券（金融商品取引法第２条第１項第11号で定めるものをいいます。）
- ６．外国法人が発行する譲渡性預金証書

なお、第１号の証券にかかる運用の指図は債券買い現先取引（売戻条件付の買入れ）に限り行うことができるものとします。また、第４号の証券および第５号の証券を以下「投資信託証券」といいます。

ハ 投資対象とする金融商品

委託会社は、信託金を、上記ロに掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

- １．預金
- ２．指定金銭信託（金融商品取引法第２条第１項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
- ３．コール・ローン
- ４．手形割引市場において売買される手形

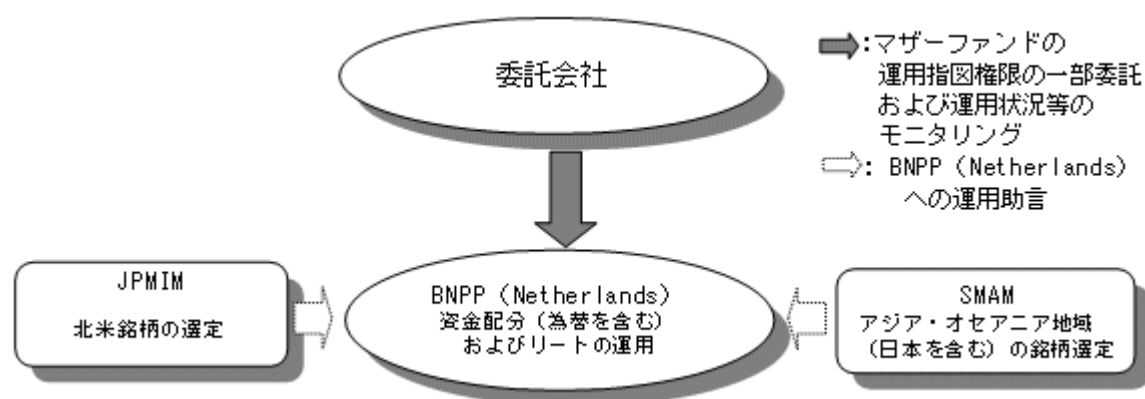
（３）【運用体制】

イ 運用体制

当ファンドが主要投資対象とするマザーファンドの運用は、運用の委託先であるBNPパリバ インベストメント・パートナーズ・グループが、投資一任契約（運用委託契約）およびそれに付随するガイドラインに従って行います（資金配分（為替取引を含む）およびリート取引にかかる運用、運用状況の報告などを行います）。

なお、BNPパリバ インベストメント・パートナーズ・グループは、リート取引に関して、北米銘柄の選定についてはJPモルガン・インベストメント・マネジメント・インク（以下「JPMIM」ということがあります。）の助言を受け、またアジア・オセアニア地域の銘柄選定については三井住友アセットマネジメント株式会社（以下「SMAM」ということがあります。）の助言を受けます。

委託会社においては、追加設定・一部解約に伴う資金の流出入の管理、運用の委託先への委託資産の増減の指示、余裕資金の運用等および運用の委託先の運用状況（ガイドライン等の遵守状況、運用パフォーマンスなど）のモニタリング等を行います。



【参考情報】BNPパリバ インベストメント・パートナーズ・グループの運用体制

BNPパリバ インベストメント・パートナーズ・グループでは、不動産はローカルな資産クラスであり、不動産関連有価証券投資には現地市場の知識が必要であると考えています。各国・地域のきめ細かいリサーチを実施することが、良好なリターンを獲得するための重要なプロセスであると考えております。

また運用手法は、トップダウンとボトムアップを組み合わせた投資プロセスを堅持しています。トップダウンのパートでは、ポートフォリオの国別配分を決定します。国別配分戦略の決定に際しては、配当利回りの水準、その水準の予想持続可能性、為替見通し、十分な分散の実現度合い等が重要なファクターとなります。ボトムアップのパートでは、個別銘柄のポートフォリオへの組入れを決定します。個々のリートは、経営陣の強さ、不動産ポートフォリオのクオリティ、財務の健全性、証券の流動性などによって詳細な個別銘柄の分析を行います。

ロ 委託会社によるファンドの関係法人（販売会社を除く）に対する管理体制

ファンドの受託会社に対しては、信託財産の日常の管理業務（保管・管理・計算等）を通じて、信託事務の正確性・迅速性の確認を行い、問題がある場合は適宜改善を求めています。

運用委託先に対しては、運用内容に関する十分な情報開示を求め、投資判断と委託の内容に齟齬がないかを確認します。また、定性・定量面における運用委託先の評価を継続的に実施します。

運用委託先管理部において運用委託先との契約について年1回見直しの検討および継続可否判断等を行い、運用実績に優位性がある等の合理的理由のないままでの契約の継続は行いません。

（４）【分配方針】

年４回（毎年３月、６月、９月、１２月の１７日。ただし、休業日の場合は翌営業日）決算を行い、原則として次の通り収益分配を行う方針とします。

- イ 分配対象額は、繰越分を含めた配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。
- ロ 分配金額は、委託会社が基準価額水準・市況動向等を勘案して決定します（配当等収益を中心に分配を行う方針です。）。ただし、分配対象額が少額の場合等は、委託会社の判断により分配を行わない場合もあるため、将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。
- ハ 留保益の運用については特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

（５）【投資制限】**Ⅰ ファンドの信託約款に基づく投資制限**

- イ 主要投資対象とする投資信託証券、コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等以外の有価証券への投資は、債券買い現先取引に限りします。

- ロ 外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。

※実質投資割合とは、当ファンドが保有するある種類の資産の評価額が当ファンドの純資産総額に占める比率（「組入比率」といいます。）と、当該同一種類の資産のマザーファンドにおける組入比率に当該マザーファンド受益証券の当ファンドにおける組入比率を乗じて得た率を合計したものをいいます（以下同じ。）。

- ハ リートへの実質投資割合には、制限を設けません。

- ニ 同一銘柄のリートへの実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以内とします。

- ホ 特別の場合の外貨建有価証券への投資制限

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

- ヘ 外国為替予約の指図

委託会社は、信託財産に属する外貨建資産とマザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）との合計額について、当該外貨建資産の対円で為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約を指図することができます。

- ト 資金の借入れ

- （イ）委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借り入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金の借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

- （ロ）一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が５営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。ただし、資金借入額は、借入れ指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。

- （ハ）収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

- （ニ）借入金の利息は信託財産中より支弁します。

II 法令に基づく投資制限

イ 同一法人の発行する株式への投資制限（投資信託及び投資法人に関する法律第9条）

委託会社は、同一の法人の発行する株式を、その運用の指図を行うすべての委託者指図型投資信託につき、信託財産として有する当該株式にかかる議決権の総数（株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法第879条第3項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含みます。）が、当該株式にかかる議決権の総数に100分の50を乗じて得た数を超えることとなる場合においては、信託財産をもって当該株式を取得することを受託会社に指図することが禁じられています。

ロ デリバティブ取引にかかる投資制限（金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第1項第8号）

委託会社は、信託財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標にかかる変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的方法により算出した額が当該信託財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引（新株予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書にかかる取引および選択権付債券売買を含みます。）を行い、または継続することを受託会社に指図しないものとします。

（参考情報：グローバル・リート・マザーファンドの投資方針等）**（１）投資方針等****イ 基本方針**

主として日本を含む世界各国において上場（準ずるものを含みます。以下同じ。）しているリートに投資し、信託財産の着実な成長と安定した収益の確保を目指して運用を行います。

ロ 投資態度

- （イ）主として日本を含む世界各国において上場しているリートに投資し、信託財産の着実な成長と安定した収益の確保を目指して運用を行います。
- （ロ）安定的かつ相対的に高い配当収益の確保を目指すために、賃貸事業収入比率の高い銘柄を中心に分散投資します。
- （ハ）外貨建資産については、原則として対円での為替ヘッジを行わないものとします。
- （ニ）ピーエヌピー・パリバ・インベストメント・パートナーズ・ネイザーランズ・エヌ・プイに資金配分（為替取引を含む）およびリートの運用指図に関する権限を委託します。
- （ホ）なお資金動向、市場動向、残存信託期間等の事情によっては、上記のような運用ができない場合があります。

（２）投資対象**イ 投資対象とする資産の種類**

前記「２ 投資方針 （２）投資対象 イ 投資対象とする資産の種類」において記載したベビーファンドが投資対象とする資産の種類に同じです。

ロ 投資対象とする有価証券

前記「２ 投資方針 （２）投資対象 ロ 投資対象とする有価証券」において記載したベビーファンドが投資対象とする有価証券の各号（第１号から第６号）に同じです。

ハ 投資対象とする金融商品

前記「２ 投資方針 （２）投資対象 ハ 投資対象とする金融商品」において記載したベビーファンドが投資対象とする金融商品に同じです。

（３）投資制限**イ ファンドの信託約款に基づく主要な投資制限**

- （イ）主要投資対象とするリート、コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等以外の有価証券への投資は、債券買い現先取引に限ります。
- （ロ）外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。
- （ハ）リートへの投資割合には、制限を設けません。
- （ニ）同一銘柄のリートへの投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以内とします。

ロ 法令に基づく投資制限

ベビーファンドにつき上述した法令に基づく制限は、当マザーファンドについても課されます。

3【投資リスク】

イ ファンドのもつリスクの特性

当ファンドは、主に日本を含む世界各国の不動産投資信託（リート）を投資対象としています（マザーファンドを通じて間接的に投資する場合を含みます。）。当ファンドの基準価額は、組み入れたリートの値動き、当該発行者の経営・財務状況の変化、為替相場の変動等の影響により上下します。基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

運用の結果としてファンドに生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。したがって、当ファンドは預貯金とは異なり、投資元本が保証されているものではなく、一定の投資成果を保証するものでもありません。また、当ファンドは、預貯金や保険契約と異なり、預金保険、貯金保険、保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。登録金融機関は、投資者保護基金には加入していません。

当ファンドが有するリスク等（当ファンドが主要投資対象とするマザーファンドへの投資を通じて間接的に受ける実質的なリスク等を含みます。）のうち主要なものは、以下の通りです。

（イ）不動産投資信託（リート）に関するリスク

リートの価格は、不動産市況や金利・景気動向、関連法制度（税制、建築規制、会計制度等）の変更等の影響を受け変動します。また、リートに組み入れられている個々の不動産等の市場価値、賃貸収入等がマーケット要因によって上下するほか、自然災害等により個々の不動産等の毀損・滅失が生じる可能性もあります。さらに個々のリートは一般の法人と同様、運営如何によっては倒産の可能性もあります。これらの影響により、ファンドが組み入れているリートの価格が下落した場合、ファンドの基準価額が下落する要因となります。

（ロ）為替変動リスク

外貨建資産への投資は、円建資産に投資する場合の通常のリスクのほかに、為替変動による影響を受けます。ファンドが保有する外貨建資産の価格が現地通貨ベースで上昇する場合であっても、当該現地通貨が対円で下落（円高）する場合、円ベースでの評価額は下落することがあります。為替の変動（円高）は、ファンドの基準価額が下落する要因となります。

（ハ）信用リスク

ファンドが投資している有価証券や金融商品に債務不履行が発生あるいは懸念される場合に、当該有価証券や金融商品の価格が下がったり、投資資金を回収できなくなったりすることがあります。これらはファンドの基準価額が下落する要因となります。有価証券等の格付けが低い場合は、格付けの高い場合に比べてこうしたリスクがより高いものになると想定されます。

（ニ）カントリーリスク

海外に投資を行う場合には、投資する有価証券の発行者に起因するリスクのほか、投資先の国の政治・経済・社会状況の不安定化や混乱などによって投資した資金の回収が困難になることや、その影響により投資する有価証券の価格が大きく変動することがあり、基準価額が下落する要因となります。

（ホ）市場流動性リスク

大口の解約請求があった場合、解約資金を手当てするために保有資産を大量に売却しなければならないことがあります。その際、市場動向や取引量等の状況によっては、取引ができなかったり、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされたりすることがあり、ファンドの基準価額が下落する要因となります。

（ヘ）収益分配金に関する留意事項

分配金は、預貯金の利息とは異なり、ファンドの純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりりが小さかった場合も同様です。

（ト）ファミリーファンド方式にかかる留意点

当ファンドは「ファミリーファンド方式」により運用するため、当ファンドと同じマザーファンドを投資対象とする他のベビーファンドに追加設定・一部解約により資金の流出入が生じた場合、その結果として、当該マザーファンドにおいても組入有価証券の売買等が生じ、当ファンドの基準価額に影響を及ぼすことがあります。

ロ 投資リスクの管理体制

リスク管理の実効性を高め、また、コンプライアンスの徹底を図るために、運用部門から独立した組織（リスク管理部および法務コンプライアンス部）を設置し、ファンドの投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況にかかる確認等を行っています。リスク管理部では、主に投資信託約款・社内ルール等において定める各種投資制限・リスク指標のモニタリングを行います。また、法務コンプライアンス部では、主に法令・諸規則等の遵守状況についての確認等を行います。投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況等にかかる確認結果等については、運用評価委員会、リスク管理委員会およびコンプライアンス委員会への報告が義務づけられています。

〔参考情報：BNPパリバ インベストメント・パートナーズ・グループの運用リスク管理体制〕

- ・BNPパリバ インベストメント・パートナーズ・グループのリスク管理は、様々なレベルで行われます。ファンドのポートフォリオ・マネジャーは、ポートフォリオのポジションを毎日チェックし、戦略的トップダウン・ポリシーと整合性が取れているかどうか、また、運用ガイドラインで許容された範囲におさまっているかを確認します。
- ・ポートフォリオの運用リスクをマルチ・ファクター・モデルによる要因分析によって、正確に把握します。また、運用実績の要因分析によって、リスクとリターンの整合性もチェックします。
- ・運用ガイドラインとの整合性を分析・管理するシステムにより、遵守すべき運用ガイドラインと実際のポートフォリオの運用状況を運用部門だけではなく、リスク管理部門およびコンプライアンス部門も監視します。
- ・リスク管理部門およびコンプライアンス部門が、ポートフォリオが運用ガイドラインで許容されている配分からの逸脱を発見した場合には、運用部門に投資一任契約の規程に従って、逸脱を解消する行動を取るよう指示します。

4【手数料等及び税金】

（１）【申込手数料】

原則として、申込金額（取得申込受付日の翌営業日の基準価額×申込口数）に、3.15%（税抜き3.0%）を上限として、販売会社がそれぞれ別に定める申込手数料率を乗じて得た額となります。

※累積投資契約に基づく収益分配金の再投資の場合は無手数料となります。

※申込手数料に関する詳細は、お申込みの販売会社または委託会社にお問い合わせください。

委託会社に対する照会は下記においてできます。

照会先の名称	電話番号※	インターネット・ ホームページ・アドレス
三井住友アセットマネジメント株式会社	0120-88-2976	http://www.smam-jp.com

※お問い合わせは、原則として営業日の午前9時～午後5時までとさせていただきます。

（２）【換金（解約）手数料】

解約手数料はありません。

ただし、解約の際には、1口につき解約請求受付日の翌営業日の基準価額に0.3%の率を乗じて得た信託財産留保額が差し引かれます。

（３）【信託報酬等】

純資産総額に年1.6695%（税抜き1.59%）の率を乗じて得た金額が信託報酬として計算され、信託財産の費用として計上されます。

信託報酬は、各計算期末または信託終了のときに、信託財産中から支弁するものとします（投資対象とするリートにおいても、運用報酬等の負担があります。）。

信託報酬の実質的配分は各販売会社の純資産残高に応じて以下の通りです。

各販売会社の純資産残高	委託会社	販売会社	受託会社
500億円未満の部分に対して	年0.9450%	年0.6300%	年0.0945%
500億円以上1,000億円未満の部分に対して	年0.7875%	年0.7875%	年0.0945%
1,000億円以上の部分に対して	年0.7350%	年0.8400%	年0.0945%

※信託報酬の配分は、税込みで記載しております。

※委託会社の報酬には、マザーファンドの運用の指図の委託を受けた会社の報酬が含まれています。その内訳は下記の通りです。

各販売会社の純資産残高	BNPP(Netherlands)
100億円未満の部分に対して	年0.50%
100億円以上300億円未満の部分に対して	年0.45%
300億円以上500億円未満の部分に対して	年0.40%
500億円以上1,000億円未満の部分に対して	年0.35%
1,000億円以上の部分に対して	年0.30%

（４）【その他の手数料等】

イ 信託財産の財務諸表の監査に要する費用は、原則として、計算期間を通じて毎日、純資産総額に年0.0063%（税抜き0.006%）の率を乗じて得た金額（ただし、年630,000円（税抜き600,000円）を上限とします。）が信託財産の費用として計上され、各計算期末または信託終了のときに、信託財産中から支弁するものとします。監査費用は、将来、監査法人との契約等により変更となることがあります。

ロ 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託会社の立て替えた立替金の利息は、信託財産中から支弁します。

ハ 有価証券の売買時の手数料および外国における資産の保管等に要する費用（それらにかかる消費税等相当額を含みます。）等は、信託財産中から支弁するものとします。

※ 上記ロ、ハにかかる費用に関しましては、その時々取引内容等により金額が決定し、実務上、その発生もしくは請求のつど、信託財産の費用として認識され、その時点の信託財産で負担することとなります。したがって、あらかじめ、その金額、上限額、計算方法を具体的に記載することはできません。

- ※ リートを実質的な主要投資対象とする当ファンドでは、株式と同様に取引所等の市場で売買される多数の銘柄のリートの中から、約款上の選定基準に従って適宜組入銘柄を選定して分散投資を行い、また売却を行いますので、組み入れるリートの銘柄や構成比は流動的となります。
- リートの多くは法人形態をとっており、その費用には、運用者等に支払う費用以外に、一般の会社と同じように多種多様なものがあり、また、国・地域によっては、開示する項目の基準が異なります。
- したがって、委託会社において、当ファンドが実質的に組み入れる様々なリートの費用等を網羅的に調査し、当ファンドへの投資等のための参考になるような情報として、その上限額、計算方法等を具体的に記載することはできません。

※ 上記（１）～（４）にかかる手数料等および投資対象のリートの組入れを通じて間接的に負担する手数料等の合計額、その上限額、計算方法等は、手数料等に保有期間に応じて異なるものが含まれていたり、発生時・請求時に初めて具体的金額を認識するものがあつたりすることから、あらかじめ具体的に記載することはできません。

（５）【課税上の取扱い】

イ 個別元本について

- （イ）追加型株式投資信託について、受益者毎の信託時の受益権の価額等（申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等相当額は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。
- （ロ）受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。ただし、同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合については、各販売会社毎に個別元本の算出が行われます。また、同一販売会社であっても同一受益者の顧客口座が複数存在する場合や、「分配金受取りコース」と「分配金自動再投資コース」を併用するファンドの場合には、別々に個別元本の算出が行われることがあります。
- （ハ）受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。（「元本払戻金（特別分配金）」については、下記の（収益分配金の課税について）を参照。）

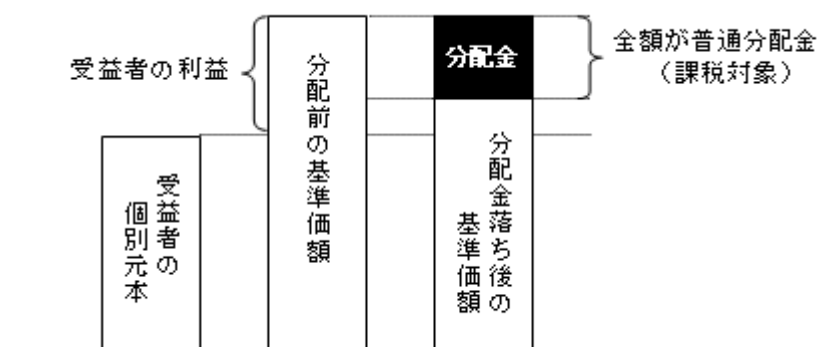
ロ 一部解約時および償還時の課税について

個人の受益者については、一部解約時および償還時の譲渡益が課税対象となり、法人の受益者については、一部解約時および償還時の個別元本超過額が課税対象となります。

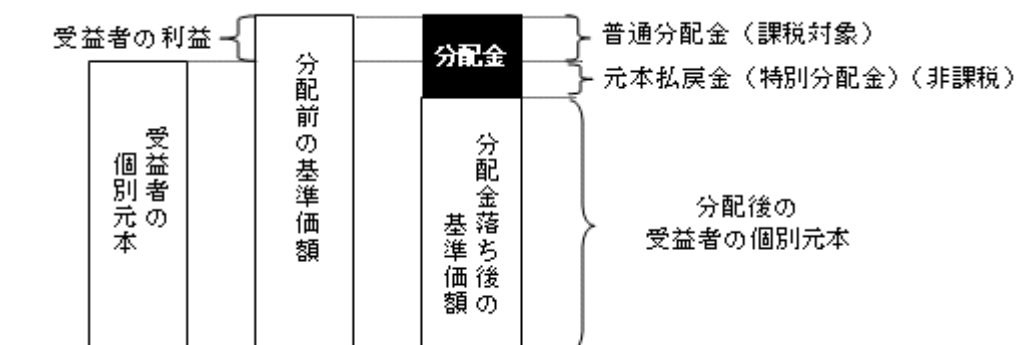
ハ 収益分配金の課税について

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」（受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。

- ①収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となります。



- ②収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、当該収益分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。なお、受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。



※上記①、②の図はあくまでもイメージ図であり、個別元本や基準価額、分配金の各水準等を示唆するものではありません。

ニ 個人、法人別の課税の取扱いについて

（イ）個人の受益者に対する課税

i. 収益分配時

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、以下の税率による源泉徴収が行われ、申告不要制度が適用されます。確定申告による総合課税または申告分離課税の選択も可能です。

時期	税率
平成24年12月31日まで	10%（所得税7%および地方税3%）
平成25年1月1日から 平成25年12月31日まで	10.147%（所得税7.147%および地方税3%）
平成26年1月1日以降	20.315%（所得税15.315%および地方税5%）

ii. 一部解約時および償還時

一部解約時および償還時の譲渡益については、以下の税率による申告分離課税が適用されます。ただし、特定口座（源泉徴収選択口座）の利用も可能です。

なお、一部解約時および償還時の損失については、確定申告により、収益分配金、上場株式等にかかる譲渡益との通算が可能です。

時期	税率
平成24年12月31日まで	10%（所得税7%および地方税3%）
平成25年1月1日から 平成25年12月31日まで	10.147%（所得税7.147%および地方税3%）
平成26年1月1日以降	20.315%（所得税15.315%および地方税5%）

（ロ）法人の受益者に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに一部解約時および償還時の個別元本超過額については、以下の税率で源泉徴収されます。

時期	税率
平成24年12月31日まで	7%（所得税のみ）
平成25年1月1日から 平成25年12月31日まで	7.147%（所得税のみ）
平成26年1月1日以降	15.315%（所得税のみ）

当ファンドは、課税上は株式投資信託として取り扱われます。

当ファンドは、受取配当にかかる益金不算入制度、配当控除の適用はありません。

※当ファンドの外貨建資産割合および非株式割合

外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。
非株式割合に関する制限はありません（約款規定なし）。

※上記「(5)課税上の取扱い」ほか税制に関する本書の記載は、平成24年7月末現在の情報をもとに作成しています。税法の改正等により、変更されることがあります。

※課税上の取扱いの詳細につきましては、税務専門家に確認されることをお勧めいたします。

5【運用状況】**（１）【投資状況】**

平成24年7月31日現在

資産の種類	国／地域	時価合計 (円)	投資比率 (%)
グローバル・リート・マザーファンド受益証券	日本	11,091,665,643	99.54
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		51,430,951	0.46
合計(純資産総額)		11,143,096,594	100.00

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。以下同じ。

（２）【投資資産】**①【投資有価証券の主要銘柄】**

イ 主要投資銘柄

平成24年7月31日現在

国／ 地域	種類	銘柄名	数量（口）	帳簿価額 単価／金額 (円)	評価額 単価／金額 (円)	投資 比率 (%)
日本	親投資信託 受益証券	グローバル・リート・ マザーファンド	8,957,895,044	1.1682 10,464,670,903	1.2382 11,091,665,643	99.54

以上が、当ファンドが保有する有価証券のすべてです。

ロ 種類別の投資比率

平成24年7月31日現在

種類	投資比率（%）
親投資信託受益証券	99.54
合計	99.54

②【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

（３）【運用実績】**①【純資産の推移】**

年月日	純資産総額 (円)	1万口当たりの 純資産額 (円)
特定１期（平成16年12月17日）（分配落）	1,433,823,768	11,554
特定１期（平成16年12月17日）（分配付）	1,450,877,331	11,723
特定２期（平成17年６月17日）（分配落）	3,853,216,137	12,606
特定２期（平成17年６月17日）（分配付）	3,913,573,673	12,845
特定３期（平成17年12月19日）（分配落）	8,074,604,329	13,425
特定３期（平成17年12月19日）（分配付）	8,245,414,431	13,736
特定４期（平成18年６月19日）（分配落）	10,376,415,918	13,811
特定４期（平成18年６月19日）（分配付）	10,646,819,020	14,191
特定５期（平成18年12月18日）（分配落）	13,602,745,732	17,030
特定５期（平成18年12月18日）（分配付）	13,925,667,058	17,444
特定６期（平成19年６月18日）（分配落）	16,138,013,385	18,275
特定６期（平成19年６月18日）（分配付）	16,520,469,780	18,717
特定７期（平成19年12月17日）（分配落）	12,335,735,102	14,599
特定７期（平成19年12月17日）（分配付）	12,727,370,929	15,057
特定８期（平成20年６月17日）（分配落）	10,429,469,958	12,532
特定８期（平成20年６月17日）（分配付）	10,824,268,791	13,007
特定９期（平成20年12月17日）（分配落）	4,304,738,271	5,287
特定９期（平成20年12月17日）（分配付）	4,697,659,486	5,767
特定10期（平成21年６月17日）（分配落）	4,406,980,560	5,061
特定10期（平成21年６月17日）（分配付）	4,663,317,434	5,360
特定11期（平成21年12月17日）（分配落）	5,462,053,145	6,002
特定11期（平成21年12月17日）（分配付）	5,727,075,393	6,300
特定12期（平成22年６月17日）（分配落）	6,489,155,638	6,017
特定12期（平成22年６月17日）（分配付）	6,791,430,539	6,317
特定13期（平成22年12月17日）（分配落）	6,367,685,190	5,844
特定13期（平成22年12月17日）（分配付）	6,791,914,232	6,234
特定14期（平成23年６月17日）（分配落）	9,940,877,662	5,735
特定14期（平成23年６月17日）（分配付）	10,682,892,453	6,215
特定15期（平成23年12月19日）（分配落）	9,059,209,651	4,428
特定15期（平成23年12月19日）（分配付）	10,021,915,590	4,908
特定16期（平成24年６月18日）（分配落）	10,217,201,011	4,567
特定16期（平成24年６月18日）（分配付）	11,274,567,109	5,047
平成23年７月末日	10,584,238,898	5,603
平成23年８月末日	10,207,549,896	5,281
平成23年９月末日	9,222,437,649	4,589
平成23年10月末日	10,161,501,036	5,057
平成23年11月末日	9,369,640,048	4,662
平成23年12月末日	9,469,562,118	4,544
平成24年１月末日	9,869,983,266	4,734
平成24年２月末日	10,724,179,264	5,065
平成24年３月末日	11,036,585,251	5,001
平成24年４月末日	11,118,633,049	5,044
平成24年５月末日	10,312,969,226	4,653
平成24年６月末日	10,571,111,166	4,615
平成24年７月末日	11,143,096,594	4,832

②【分配の推移】

計算期間	1 万口当たり分配金（円）
特定 1 期（平成16年 6 月18日～平成16年12月17日）	180
特定 2 期（平成16年12月18日～平成17年 6 月17日）	255
特定 3 期（平成17年 6 月18日～平成17年12月19日）	330
特定 4 期（平成17年12月20日～平成18年 6 月19日）	405
特定 5 期（平成18年 6 月20日～平成18年12月18日）	435
特定 6 期（平成18年12月19日～平成19年 6 月18日）	465
特定 7 期（平成19年 6 月19日～平成19年12月17日）	480
特定 8 期（平成19年12月18日～平成20年 6 月17日）	480
特定 9 期（平成20年 6 月18日～平成20年12月17日）	480
特定10期（平成20年12月18日～平成21年 6 月17日）	300
特定11期（平成21年 6 月18日～平成21年12月17日）	300
特定12期（平成21年12月18日～平成22年 6 月17日）	300
特定13期（平成22年 6 月18日～平成22年12月17日）	390
特定14期（平成22年12月18日～平成23年 6 月17日）	480
特定15期（平成23年 6 月18日～平成23年12月19日）	480
特定16期（平成23年12月20日～平成24年 6 月18日）	480

③【収益率の推移】

計算期間	収益率（％）
特定 1 期	17.2
特定 2 期	11.2
特定 3 期	9.0
特定 4 期	5.7
特定 5 期	26.3
特定 6 期	9.9
特定 7 期	△17.6
特定 8 期	△10.9
特定 9 期	△54.0
特定10期	1.4
特定11期	24.5
特定12期	5.2
特定13期	3.6
特定14期	6.3
特定15期	△14.4
特定16期	14.0

（注）収益率とは、特定期間末の分配付基準価額から前特定期間末分配落基準価額を控除した額を前特定期間末分配落基準価額で除したものをいいます。

（４）【設定及び解約の実績】

計算期間	設定口数（口）	解約口数（口）
特定１期	1,270,269,236	29,328,281
特定２期	2,135,506,007	319,867,695
特定３期	3,570,117,627	612,010,912
特定４期	2,214,831,687	716,428,372
特定５期	1,785,158,024	1,310,496,607
特定６期	2,012,001,866	1,169,249,290
特定７期	403,557,631	784,180,237
特定８期	247,752,174	375,653,382
特定９期	220,327,576	400,926,220
特定10期	727,195,476	161,257,957
特定11期	1,256,404,466	863,028,521
特定12期	2,170,740,188	487,415,055
特定13期	561,149,750	448,610,945
特定14期	6,959,579,417	523,035,434
特定15期	3,941,108,118	814,057,586
特定16期	2,971,575,670	1,059,909,912

（注）本邦外における設定および解約の実績はありません。

〔参考情報：グローバル・リート・マザーファンドの投資状況・投資資産〕

（１）投資状況

平成24年 7 月31日現在

資産の種類	国／地域	時価合計 (円)	投資比率 (%)
投資証券	日本	20,974,932,900	10.64
	アメリカ	73,570,444,700	37.32
	カナダ	13,844,816,503	7.02
	フランス	16,574,672,413	8.41
	オーストラリア	38,215,766,518	19.39
	イギリス	16,990,648,886	8.62
	香港	814,854,348	0.41
	シンガポール	5,637,726,442	2.86
	オランダ	6,874,978,788	3.49
	小 計	193,498,841,498	98.15
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		3,637,922,356	1.85
合計(純資産総額)		197,136,763,854	100.00

（２）投資資産

① 投資有価証券の主要銘柄

イ 主要投資銘柄（上位30銘柄）

平成24年 7 月31日現在

国／ 地域	種類	銘柄名	数量（口）	帳簿価額 単価／金額 (円)	評価額 単価／金額 (円)	投資 比率 (%)
オーストラリア	投資 証券	WESTFIELD GROUP	16,383,012	791.34 12,964,657,226	808.58 13,247,082,332	6.72
フランス	投資 証券	UNIBAIL-RODAMCO SE	730,515	14,351.73 10,484,160,615	15,094.73 11,026,927,781	5.59
アメリカ	投資 証券	VENTAS INC	1,958,632	5,058.38 9,907,506,307	5,263.18 10,308,644,717	5.23
アメリカ	投資 証券	HCP,INC.	2,744,257	3,550.48 9,743,433,435	3,684.93 10,112,405,375	5.13
イギリス	投資 証券	BRITISH LAND CO PLC	9,971,304	654.73 6,528,583,661	660.87 6,589,827,410	3.34
アメリカ	投資 証券	MACERICH COMPANY/THE	1,374,493	4,584.67 6,301,597,509	4,559.65 6,267,215,391	3.18
イギリス	投資 証券	LAND SECURITIES GROUP PLC	5,957,455	961.83 5,730,101,836	981.49 5,847,192,039	2.97
アメリカ	投資 証券	HEALTH CARE REIT INC	1,041,810	4,764.46 4,963,663,635	4,865.30 5,068,719,026	2.57
オーストラリア	投資 証券	WESTFIELD RETAIL TRUST	19,208,783	234.77 4,509,788,129	247.91 4,762,083,969	2.42
アメリカ	投資 証券	REALTY INCOME CORPORATION	1,417,484	3,296.42 4,672,635,222	3,222.16 4,567,370,734	2.32
イギリス	投資 証券	SEGRO PLC	15,381,576	293.58 4,515,839,982	296.04 4,553,629,437	2.31

オーストラリア	投資証券	DEXUS PROPERTY GROUP	56,198,100	76.75 4,313,437,397	79.62 4,474,902,968	2.27
オーストラリア	投資証券	MIRVAC GROUP	39,079,027	104.25 4,074,156,604	111.64 4,362,876,363	2.21
オーストラリア	投資証券	STOCKLAND	14,242,429	259.40 3,694,548,749	273.35 3,893,306,118	1.97
アメリカ	投資証券	SIMON PROPERTY GROUP INC	307,690	12,391.50 3,812,743,219	12,592.40 3,874,557,186	1.97
カナダ	投資証券	DUNDEE REAL ESTATE INVESTMENT	1,270,199	3,040.04 3,861,465,294	3,047.07 3,870,387,807	1.96
アメリカ	投資証券	REGENCY CENTERS CORP	1,032,951	3,751.37 3,874,989,966	3,733.39 3,856,418,437	1.96
カナダ	投資証券	RIOCAN REAL ESTATE INVESTMENT TRUST	1,552,438	2,211.15 3,432,683,374	2,247.83 3,489,632,233	1.77
アメリカ	投資証券	LIBERTY PROPERTY TRUST	1,200,730	2,904.01 3,486,938,531	2,850.07 3,422,174,397	1.74
カナダ	投資証券	CALLOWAY REAL ESTATE INVEST	1,474,810	2,254.86 3,325,496,713	2,309.49 3,406,072,957	1.73
オーストラリア	投資証券	COMMONWEALTH PROPERTY OFFICE	37,240,258	84.14 3,133,479,098	86.60 3,225,190,682	1.64
日本	投資証券	日本ロジスティクスファンド投資法人	4,565	706,000 3,222,890,000	691,000 3,154,415,000	1.60
オランダ	投資証券	WERELDHAVE NV	701,764	5,046.59 3,541,519,956	4,262.38 2,991,184,978	1.52
フランス	投資証券	ICADE	472,455	5,613.36 2,652,064,616	6,074.32 2,869,844,367	1.46
日本	投資証券	日本リテールファンド投資法人	21,611	129,300 2,794,302,300	131,100 2,833,202,100	1.44
アメリカ	投資証券	AMERICAN CAMPUS COMMUNITIES INC	737,824	3,623.96 2,673,845,548	3,708.38 2,736,135,306	1.39
アメリカ	投資証券	HIGHWOODS PROPERTIES INC	961,357	2,691.39 2,587,389,596	2,647.61 2,545,306,001	1.29
日本	投資証券	アドバンス・レジデンス投資法人	16,547	159,400 2,637,591,800	152,900 2,530,036,300	1.28
カナダ	投資証券	CANADIAN REAL ESTATE INVESTMENT TRUST	759,493	3,251.56 2,469,539,337	3,288.24 2,497,400,199	1.27
オランダ	投資証券	CORIO NV	710,534	3,431.18 2,437,975,237	3,497.33 2,484,977,274	1.26

ロ 種類別の投資比率

平成24年7月31日現在

種類	投資比率 (%)
投資証券	98.15
合計	98.15

② 投資不動産物件

該当事項はありません。

③ その他投資資産の主要なもの

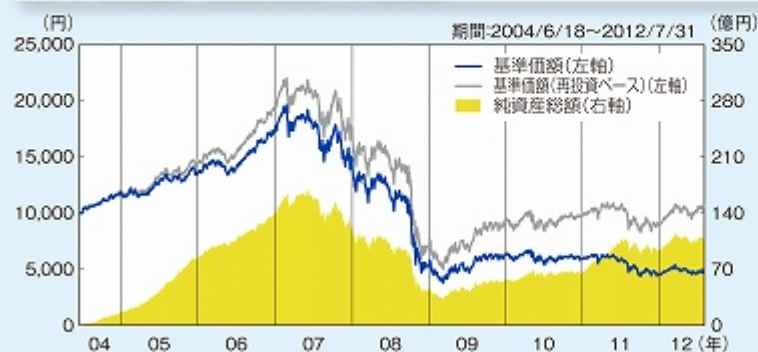
該当事項はありません。

〔参考情報〕

基準日2012年7月31日

※ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。
 ※委託会社ホームページにおいてもファンドの運用状況は適宜開示しています。

基準価額・純資産の推移



※基準価額、基準価額(再投資ベース)は、1万口当たり、信託報酬控除後です。

※基準価額(再投資ベース)は、分配金(税引前)を分配時に再投資したものと仮定して計算した価額です。

基準価額	4,832円
純資産総額	111億円

分配の推移

決算期	分配金
2012年6月	240円
2012年3月	240円
2011年12月	240円
2011年9月	240円
2011年6月	240円
設定以来累計	6,240円

※分配金は1万口当たり、税引前です。

※直近5計算期間を記載しています。

年間収益率の推移(暦年ベース)



ファンドの収益率は、分配金(税引前)を分配時に再投資したものと仮定して計算しています。

2004年のファンドの収益率は、ファンドの設定日(2004年6月18日)から年末までの騰落率を表示しています。

2012年のファンドの収益率は、年初から2012年7月31日までの騰落率を表示しています。

ファンドにはベンチマークはありません。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

イ 申込方法

（イ）ファンドの取得申込者は、お申込みを取り扱う販売会社に取引口座を開設の上、当ファンドの取得申込みを行っていただきます。

当ファンドには、「分配金受取りコース」と「分配金自動再投資コース」の2つの申込方法がありますが、販売会社によってはいずれか一方のみの取扱いとなる場合があります。お申込みの販売会社または委託会社にお問い合わせください。

（ロ）原則として午後3時までに取得申込みが行われ、販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の申込受付分とします。

なお、取引所等における取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、取得申込みの受け付けを中止させていただく場合、既に受け付けた取得申込みを取り消させていただく場合があります。

（ハ）当ファンドの取得申込者は販売会社に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ当該取得申込者が受益権の振替を行うための振替機関等の口座を申し出るものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。

販売会社は、当該取得申込みの代金の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。

ファンドのお買付けに関しましては、クーリング・オフ制度の適用はありません。

（ニ）申込不可日

上記にかかわらず、取得申込日がニューヨーク証券取引所またはニューヨークの銀行の休業日およびオランダの祝祭日に当たる場合には、当ファンドの取得申込みはできません（また、該当日には、解約請求のお申込みもできません。）。

ロ 申込価額

取得申込受付日の翌営業日の基準価額となります。

ただし、累積投資契約に基づく収益分配金の再投資の場合は、各計算期末の基準価額となります。

ハ 申込手数料

原則として、申込金額（取得申込受付日の翌営業日の基準価額×申込口数）に、3.15%（税抜き3.0%）を上限として、販売会社がそれぞれ別に定める申込手数料率を乗じて得た額となります。

※累積投資契約に基づく収益分配金の再投資の場合は無手数料となります。

※申込手数料に関する詳細は、お申込みの販売会社または委託会社にお問い合わせください。

ニ 申込単位

お申込単位の詳細は、取扱いの販売会社または委託会社にお問い合わせください。

ホ 照会先

申込手数料、申込単位の詳細についての委託会社に対する照会は下記においてできます。

照会先の名称	電話番号※	インターネット・ ホームページ・アドレス
三井住友アセットマネジメント株式会社	0120-88-2976	http://www.smam-jp.com

※お問い合わせは、原則として営業日の午前9時～午後5時までとさせていただきます。

ヘ 申込取扱場所・払込取扱場所

販売会社において申込み・払込みを取り扱います。

ト 払込期日

取得申込者は、申込金額（取得申込受付日の翌営業日の基準価額×申込口数）に申込手数料および当該手数料にかかる消費税等相当額を加算した額を、販売会社の指定の期日までに、指定の方法でお支払いください。各取得申込みにかかる発行価額の総額は、追加信託が行われる日に、委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払い込まれます。

2【換金（解約）手続等】

イ 信託契約の一部解約

受益者は、自己に帰属する受益権につき、解約請求（一部解約の実行請求）により換金することができます。

お買付けの販売会社にお申し出ください。

ただし、ニューヨーク証券取引所またはニューヨークの銀行の休業日およびオランダの祝祭日に当たる場合には、解約請求の受付けは行いません。

解約請求のお申込みに関しては、原則として午後3時までに解約請求のお申込みが行われ、販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の解約請求受付分とします。

解約請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかるファンドの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引換えに、当該解約請求にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

一部解約金は、解約請求受付日から起算して5営業日目からお支払いします。

一部解約価額は、解約請求受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額（0.3%）を差し引いた価額となります。

一部解約価額は、委託会社の営業日において日々算出されますので、委託会社（電話：0120-88-2976）にお問い合わせいただければ、いつでもお知らせします。

委託会社は、取引所等における取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、一部解約の実行の請求の受付けを中止すること、および既に受け付けた一部解約の実行請求を取り消すことがあります。この場合、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして、上記に準じた取扱いとなります。

ロ 受益権の買取請求

受益者は、自己に帰属する受益権につき、お買付けの販売会社に買い取るよう請求することができます（ただし、販売会社によっては、買取請求の受付けを行わない場合があります。お買付けの販売会社にご確認ください。）。

なお、ニューヨーク証券取引所またはニューヨークの銀行の休業日およびオランダの祝祭日に当たる場合には、買取請求の受付けは行いません。

買取価額は、買取請求受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保相当額（0.3%）を差し引き、さらに当該買取りに関して課税対象者にかかる源泉徴収税額相当額を差し引いた額となります。

実際の買取価額は、お買付けの販売会社にお問い合わせください。

取引所等における取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、買取請求の受付けを中止することおよび既に受け付けた買取請求を取り消すことがあります。この場合、受益者は当該受付中止以前に行った当日の買取請求を撤回できます。受益者がその買取請求を撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に買取請求を受け付けたものとして、上記に準じた取扱いとなります。

3【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

イ 基準価額の算出方法

基準価額とは、信託財産に属する資産を法令および社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます（基準価額は、便宜上1万口単位で表示される場合があります。）。

なお、外貨建資産の円換算については、原則としてわが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算するものとし、予約為替の評価は、原則としてわが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

ロ 基準価額の算出頻度・照会方法

基準価額は、委託会社の営業日において日々算出されます。

基準価額は、販売会社または委託会社にお問い合わせいただけるほか、原則として翌日付の日本経済新聞朝刊の証券欄「オープン基準価格」の紙面に、「世界紀行」として掲載されます。

委託会社に対する照会は下記においてできます。

照会先の名称	電話番号※	インターネット・ホームページ・アドレス
三井住友アセットマネジメント株式会社	0120-88-2976	http://www.smam-jp.com

※お問い合わせは、原則として営業日の午前9時～午後5時までとさせていただきます。

(2)【保管】

ファンドの受益権は社振法の規定の適用を受け、受益権の帰属は振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まるため、原則として受益証券は発行されません。したがって、受益証券の保管に関する該当事項はありません。

(3)【信託期間】

平成16年6月18日から下記「（5）その他 イ 信託の終了」に記載された各事由が生じた場合における信託終了の日までとなります。

(4)【計算期間】

毎年3月18日から6月17日まで、6月18日から9月17日まで、9月18日から12月17日まで、および12月18日から翌年3月17日までとすることを原則としますが、各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始するものとします。なお、最終計算期間の終了日は、信託期間の終了日とします。

(5)【その他】

イ 信託の終了

（イ）信託契約の解約

- 委託会社は、当ファンドの信託契約を解約することが受益者にとって有利であると認めるとき、残存口数が20億口を下回ったとき、その他やむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意の上、当ファンドの信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- 委託会社は、上記aの事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面を当ファンドの知られたる受益者に対して交付します。ただし、当ファンドのすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。
- 上記bの公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- 上記cの一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超えるとときは、信託契約の解約をしません。
- 委託会社は、当ファンドの信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

- f. 上記c～eまでの取扱いは、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であつて、上記cの一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。

(ロ) 信託契約に関する監督官庁の命令

委託会社は、監督官庁より当ファンドの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令に従い信託契約を解約し、信託を終了させます。

(ハ) 委託会社の登録取消等に伴う取扱い

委託会社が、監督官庁より登録の取消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は当ファンドの信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁が当ファンドに関する委託会社の業務を他の委託会社に引継ぐことを命じたときは、当ファンドは、その委託会社と受託会社との間において存続します。

(ニ) 受託会社の辞任および解任に伴う取扱い

- a. 受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。また、受託会社はその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を請求することができます。
- b. 上記により受託会社が辞任し、または解任された場合は、委託会社は新受託会社を選任します。
- c. 委託会社が新受託会社を選任できないとき、委託会社は当ファンドの信託契約を解約し、信託を終了させます。

ロ 収益分配金、償還金の支払い

(イ) 収益分配金

- a. 分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。分配対象額が少額の場合等には委託会社の判断により分配を行わない場合もあるため、将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。
- b. 分配金は、原則として、税金を差し引いた後、毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として決算日から起算して5営業日目まで）から、販売会社において、決算日の振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払い前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）に支払われます。
ただし、分配金自動再投資コースにかかる収益分配金は、原則として、税金を差し引いた後、累積投資契約に基づいて、毎計算期間終了日の翌営業日に無手数料で再投資され、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

(ロ) 償還金

償還金は、信託終了後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として償還日から起算して5営業日目まで）から、販売会社において、原則として、償還日の振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）に支払われます。

ハ 信託約款の変更

- (イ) 委託会社は、当ファンドの信託約款を変更することが受益者の利益のため必要と認めるとき、監督官庁より変更の命令を受けたとき、その他やむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意の上、当ファンドの信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨および内容を監督官庁に届け出ます。
- (ロ) 委託会社は、上記（イ）の変更事項のうち、その内容が重大なものについては、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を当ファンドの知られたる受益者に交付します。ただし、当ファンドのすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。
- (ハ) 上記（ロ）の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- (ニ) 上記（ハ）の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超えるときは、（イ）の信託約款の変更をしません。
- (ホ) 委託会社は、信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書

面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

ニ 反対者の買取請求権

当ファンドの信託契約の解約または重大な信託約款の変更が行われる場合において、それぞれの手続きにおいて設けられる異議申立期間内に委託会社に異議を述べた受益者は、自己に帰属する受益権を、受託会社に信託財産をもって買い取るよう請求をすることができます。

ホ 販売会社との契約の更改等

委託会社と販売会社との間で締結される販売契約（名称の如何を問わず、ファンドの募集・販売の取扱い、受益者からの一部解約実行請求の受付け、受益者への収益分配金、一部解約金および償還金の支払事務等を規定するもの）は、期間満了の3ヵ月前に当事者のいずれからでも、何らの意思表示もない場合は、自動的に1年間更新されます。販売契約の内容は、必要に応じて、委託会社と販売会社との合意により変更されることがあります。

ヘ 委託会社の事業の譲渡および承継に伴う取扱い

委託会社の事業の全部または一部の譲渡、もしくは分割承継により、当ファンドに関する事業が譲渡・承継されることがあります。

ト 公告

委託会社が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

チ 運用にかかる報告書の開示方法

委託会社は6ヵ月（原則として6月、12月の各決算時までの期間）毎に、投資信託及び投資法人に関する法律の規定に従い、期中の運用経過のほか、信託財産の内容、有価証券売買状況などを記載した「運用報告書」を作成します。

運用報告書は、原則として、あらかじめ受益者が申し出た住所に販売会社から届けられます。

4【受益者の権利等】

委託会社の指図に基づく行為によりファンドに生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。当ファンドの受益権は、信託の日時を異にすることにより差異が生ずることはありません。

受益者の有する主な権利は次の通りです。

イ 分配金請求権

受益者は、委託会社の決定した収益分配金を持分に応じて請求する権利を有します。

収益分配金は、原則として、税金を差し引いた後、毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として決算日から起算して5営業日目まで）から、販売会社において、決算日の振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払い前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）に支払われます。

ただし、分配金自動再投資コースをお申込みの場合の収益分配金は、原則として、税金を差し引いた後、累積投資契約に基づき、毎計算期間終了日の翌営業日に無手数料で再投資され、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

収益分配金は、受益者が、その支払開始日から5年間その支払いを請求しないときは、受益者はその権利を失い、当該金銭は、委託会社に帰属します。

ロ 償還金請求権

受益者は、持分に応じて償還金を請求する権利を有します。

償還金は、信託終了後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として償還日から起算して5営業日目まで）から、販売会社において、原則として、償還日の振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払い前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）に支払われます。

償還金は、受益者がその支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、受益者はその権利を失い、当該金銭は、委託会社に帰属します。

ハ 一部解約実行請求権

受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託会社に一部解約の実行を請求することができます。詳細は、前記「第2 管理及び運営 2 換金（解約）手続等」の記載をご参照ください。

ニ 買取請求権

受益者は、販売会社に、自己に帰属する受益権の買取りを請求することができます。詳細は、前記「第2 管理及び運営 2 換金（解約）手続等」の記載をご参照ください。

ホ 信託約款変更等に対する異議申立権および受益権の買取請求権

委託会社が、当ファンドの解約（監督官庁の命令による解約等の場合を除きます。）または重大な信託約款の変更を行おうとする場合において、当該解約または信託約款変更に関する異議のある受益者は、それぞれの手続きにおいて設けられる異議申立期間中に異議を申し立てることができます。異議を申し立てた受益者の受益権の口数が、受益権の総口数の過半数となる場合は、当該解約または信託約款変更は行われません。

当該解約または信託約款変更が行われる場合において、前述の異議を申し立てた受益者は、委託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買い取るべき旨の請求ができます。

ヘ 帳簿閲覧・謄写請求権

受益者は委託会社に対し、当該受益者にかかる信託財産に関する書類の閲覧または謄写を請求することができます。

第3【ファンドの経理状況】

1. 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）ならびに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
2. 当ファンドの計算期間は6ヶ月未満であるため、財務諸表は6ヶ月毎に作成しております。
3. 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、特定16期（平成23年12月20日から平成24年6月18日まで）の財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人により監査を受けております。

1 【財務諸表】

【三井住友・グローバル・リート・オープン（3カ月決算型）】

(1) 【貸借対照表】

(単位：円)

	特定15期 (平成23年12月19日現在)	特定16期 (平成24年6月18日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	741,826,791	649,866,355
親投資信託受益証券	8,849,015,447	10,167,730,047
未収利息	1,016	890
流動資産合計	9,590,843,254	10,817,597,292
資産合計	9,590,843,254	10,817,597,292
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	491,043,665	536,923,644
未払解約金	1,711,058	18,424,654
未払受託者報酬	2,192,425	2,540,976
未払委託者報酬	36,540,319	42,349,507
その他未払費用	146,136	157,500
流動負債合計	531,633,603	600,396,281
負債合計	531,633,603	600,396,281
純資産の部		
元本等		
元本	20,460,152,749	22,371,818,507
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△11,400,943,098	△12,154,617,496
元本等合計	9,059,209,651	10,217,201,011
純資産合計	9,059,209,651	10,217,201,011
負債純資産合計	9,590,843,254	10,817,597,292

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	特定15期 自 平成23年 6 月18日 至 平成23年12月19日	特定16期 自 平成23年12月20日 至 平成24年 6 月18日
営業収益		
受取利息	26,776	31,958
有価証券売買等損益	△1,499,409,922	1,359,474,600
営業収益合計	△1,499,383,146	1,359,506,558
営業費用		
受託者報酬	4,684,852	4,912,235
委託者報酬	78,080,717	81,870,494
その他費用	303,636	315,000
営業費用合計	83,069,205	87,097,729
営業利益又は営業損失（△）	△1,582,452,351	1,272,408,829
経常利益又は経常損失（△）	△1,582,452,351	1,272,408,829
当期純利益又は当期純損失（△）	△1,582,452,351	1,272,408,829
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	△7,142,876	2,430,647
期首剰余金又は期首欠損金（△）	△7,392,224,555	△11,400,943,098
剰余金増加額又は欠損金減少額	400,602,569	547,226,971
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	400,602,569	547,226,971
剰余金減少額又は欠損金増加額	1,871,305,698	1,513,513,453
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	1,871,305,698	1,513,513,453
分配金	962,705,939	1,057,366,098
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△11,400,943,098	△12,154,617,496

（３）【注記表】

（重要な会計方針の注記）

項 目	特定16期 自 平成23年12月20日 至 平成24年 6 月18日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券（売買目的有価証券） 移動平均法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。
2. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	計算期間の取扱い 当特定期間は前期末および当期末が休日のため、平成23年12月20日から平成24年6月18日までとなっております。

（貸借対照表に関する注記）

項 目	特定15期 （平成23年12月19日現在）	特定16期 （平成24年 6 月18日現在）
1. 受益権総数	当特定期間の末日における受益権の総数 20,460,152,749口	当特定期間の末日における受益権の総数 22,371,818,507口
2. 元本の欠損	「投資信託財産の計算に関する規則」第55条の6第10号に規定する額 11,400,943,098円	「投資信託財産の計算に関する規則」第55条の6第10号に規定する額 12,154,617,496円
3. 1単位当たり純資産額	0.4428円 （1万口＝4,428円）	0.4567円 （1万口＝4,567円）

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

項 目	特定15期 自 平成23年 6 月18日 至 平成23年12月19日
1. 委託者報酬	委託者報酬に含まれる、信託財産の運用の指図にかかる権限の全部または一部を委託するために要する費用 24,746,623円
2. 分配金の計算過程	（自 平成23年 6 月18日 至 平成23年 9 月20日） 第29計算期間末における費用控除後の配当等収益(77,532,954円)、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益(0円)、収益調整金(6,075,717,600円)、および分配準備積立金(3,664,928,040円)より、分配対象収益は9,818,178,594円(1万口当たり4,995.86円)であり、うち471,662,274円(1万口当たり240円)を分配金額としております。 （自 平成23年 9 月21日 至 平成23年12月19日） 第30計算期間末における費用控除後の配当等収益(39,803,150円)、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益(0円)、収益調整金(6,082,978,143円)、および分配準備積立金(3,649,209,199円)より、分配対象収益は9,771,990,492円(1万口当たり4,776.10円)であり、うち491,043,665円(1万口当たり240円)を分配金額としております。

項 目	特定16期 自 平成23年12月20日 至 平成24年 6 月18日
1. 委託者報酬	委託者報酬に含まれる、信託財産の運用の指図にかかる権限の全部または一部を委託するために要する費用 25,872,860円
2. 分配金の計算過程	（自 平成23年12月20日 至 平成24年 3 月19日） 第31計算期間末における費用控除後の配当等収益(122,712,543円)、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益(0円)、収益調整金(6,224,058,055円)、および分配準備積立金(3,614,096,580円)より、分配対象収益は9,960,867,178円(1万口当たり4,593.41円)であり、うち520,442,454円(1万口当たり240円)を分配金額としております。 （自 平成24年 3 月20日 至 平成24年 6 月18日） 第32計算期間末における費用控除後の配当等収益(104,396,006円)、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益(0円)、収益調整金(6,226,255,067円)、および分配準備積立金(3,514,778,227円)より、分配対象収益は9,845,429,300円(1万口当たり4,400.81円)であり、うち536,923,644円(1万口当たり240円)を分配金額としております。

（金融商品に関する注記）

I. 金融商品の状況に関する事項

項 目	特定15期 自 平成23年 6 月18日 至 平成23年12月19日	特定16期 自 平成23年12月20日 至 平成24年 6 月18日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券投資信託であり、当ファンドの信託約款に従い、有価証券等の金融商品に対して、投資として運用することを目的としております。	同 左
2. 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク	(1) 金融商品の内容 1) 有価証券 当ファンドが投資対象とする有価証券は、信託約款で定められており、当特定期間については、親投資信託受益証券を組み入れております。 2) デリバティブ取引 当ファンドが行うことのできるデリバティブ取引は、信託約款に基づいております。当ファンドにおけるデリバティブ取引は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資すること、および為替変動リスクの回避を目的としております。 3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 (2) 金融商品に係るリスク 有価証券およびデリバティブ取引等 当ファンドが保有する金融商品にかかる主なリスクとしては、株価変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクがあります。	(1) 金融商品の内容 1) 有価証券 同 左 2) デリバティブ取引 同 左 3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 (2) 金融商品に係るリスク 有価証券およびデリバティブ取引等 同 左

3. 金融商品に係るリスク管理体制	リスク管理の実効性を高め、またコンプライアンスの徹底を図るために運用部門から独立した組織を設置し、投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況にかかる、信託約款・社内ルール等において定める各種投資制限・リスク指標のモニタリングおよびファンドの運用パフォーマンスの測定・分析・評価についてのチェックを行っています。投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況等にかかるチェックの結果については、運用評価、リスク管理およびコンプライアンスに関する委員会をそれぞれ設け、報告が義務づけられています。 また、とりわけ、市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクの管理体制については、各種リスクごとに管理項目、測定項目、上下限值、管理レベルおよび頻度等を定めて当該リスクの管理を実施しております。リスクを管理する部署では、各種リスクごとに定められた頻度で、測定項目が上下限值（リミットあるいは注意レベル）内に収まっているかどうかのモニタリングを行っております。上下限値を越えていることが発見された場合は、原則として速やかに修正を行うよう、リスク管理を行う部署から関連する運用グループに是正勧告あるいは報告が行われます。また、是正勧告あるいは報告を受けた関連運用グループでは、必要な対処の実施あるいは対処方針の決定を行います。なお、リスク管理を行う部署は、上下限値に抵触した事実ならびにその後の対処結果あるいは関連運用グループの対処方針の決定に関し、必要に応じて、リスク管理を行う部署の担当役員、当該関連運用グループの担当役員およびリスク管理委員会へ報告する体制となっております。	同 左
4. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって認める評価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引にかかる市場リスクを示すものではありません。	同 左

II. 金融商品の時価等に関する事項

項 目	特定15期 (平成23年12月19日現在)	特定16期 (平成24年 6 月18日現在)
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	金融商品は、原則として、すべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	同 左
2. 時価の算定方法	(1) 有価証券（親投資信託受益証券） 「重要な会計方針の注記」に記載しております。 (2) 派生商品評価勘定（デリバティブ取引） デリバティブ取引については、「デリバティブ取引に関する注記」に記載しております。 (3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。	(1) 有価証券（親投資信託受益証券） 同 左 (2) 派生商品評価勘定（デリバティブ取引） 同 左 (3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 同 左

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

特定15期（自 平成23年 6 月18日 至 平成23年12月19日）

種類	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	△51,366,777円
合計	△51,366,777円

特定16期（自 平成23年12月20日 至 平成24年 6 月18日）

種類	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	△637,551,688円
合計	△637,551,688円

(デリバティブ取引に関する注記)

特定15期（平成23年12月19日現在）

特定15期末現在、デリバティブ取引は行っておりません。

特定16期（平成24年 6 月18日現在）

特定16期末現在、デリバティブ取引は行っておりません。

(関連当事者との取引に関する注記)

特定15期（自 平成23年 6 月18日 至 平成23年12月19日）

該当事項はありません。

特定16期（自 平成23年12月20日 至 平成24年 6 月18日）

該当事項はありません。

(その他の注記)

項 目	特定15期 (平成23年12月19日現在)	特定16期 (平成24年 6 月18日現在)
期首元本額	17,333,102,217円	20,460,152,749円
期中追加設定元本額	3,941,108,118円	2,971,575,670円
期中一部解約元本額	814,057,586円	1,059,909,912円

(4) 【附属明細表】

有価証券明細表

(a)株式

該当事項はありません。

(b)株式以外の有価証券

種 類	銘柄名	元本額	評価額	
			単価	金額
親投資信託 受益証券	グローバル・リート・ マザーファンド	8,709,722,501円	1.1674円	10,167,730,047円

（参考情報）

三井住友・グローバル・リート・オープン（3カ月決算型）は、「グローバル・リート・マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」はすべて同マザーファンドの受益証券です。

なお、以下に記載した状況は監査の対象外です。

「グローバル・リート・マザーファンド」の状況

（1）貸借対照表

対象年月日	（平成23年12月19日現在）	（平成24年6月18日現在）
科 目	金額(円)	金額(円)
資産の部		
流動資産		
預金	2,260,185,680	461,534,415
コール・ローン	418,319,064	411,429,816
投資証券	161,457,528,090	185,902,851,602
未収入金	445,786,407	131,000
未収配当金	300,350,496	347,929,506
未収利息	573	563
流動資産合計	164,882,170,310	187,123,876,902
資産合計	164,882,170,310	187,123,876,902
負債の部		
流動負債		
未払金	551,074,280	—
未払解約金	105,000	131,000
流動負債合計	551,179,280	131,000
負債合計	551,179,280	131,000
純資産の部		
元本等		
元本		
元本	161,675,684,409	160,295,011,854
剰余金		
剰余金又は欠損金（△）	2,655,306,621	26,828,734,048
元本等合計	164,330,991,030	187,123,745,902
純資産合計	164,330,991,030	187,123,745,902
負債純資産合計	164,882,170,310	187,123,876,902

（注）「グローバル・リート・マザーファンド」は、毎月17日（ただし、休業日の場合は翌営業日）に決算を行います。上記の貸借対照表は平成23年12月19日ならびに平成24年6月18日現在における同マザーファンドの状況です。

（２）注記表

（重要な会計方針の注記）

項 目	自 平成23年12月20日 至 平成24年 6 月18日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	投資証券（売買目的有価証券） 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、取引所もしくは店頭市場における最終相場（最終相場のないものについては、それに準じる価額）または金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。
2. デリバティブの評価基準及び評価方法	為替予約取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として、わが国における対顧客先物相場の仲値によっております。
3. 収益及び費用の計上基準	受取配当金の計上基準 国内の有価証券については受取配当金は原則として、配当落ち日において、確定配当金額または予想配当金額を計上しております。 外国の有価証券については受取配当金は原則として、配当落ち日において、その金額が確定しているものについては当該金額、未だ確定していない場合には入金日基準で計上しております。
4. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	外貨建資産等の会計処理 「投資信託財産の計算に関する規則」第60条および第61条に基づいて処理しております。

（貸借対照表に関する注記）

項 目	（平成23年12月19日現在）	（平成24年 6 月18日現在）
1. 受益権総数	平成23年12月19日現在における受益権の総数 161,675,684,409口	平成24年 6 月18日現在における受益権の総数 160,295,011,854口
2. 1 単位当たり純資産額	1.0164円 （1 万口＝10,164円）	1.1674円 （1 万口＝11,674円）

（金融商品に関する注記）

I. 金融商品の状況に関する事項

項 目	自 平成23年6月18日 至 平成23年12月19日	自 平成23年12月20日 至 平成24年6月18日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券投資信託であり、当ファンドの信託約款に従い、有価証券等の金融商品に対して、投資として運用することを目的としております。	同 左
2. 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク	(1) 金融商品の内容 1) 有価証券 当ファンドが投資対象とする有価証券は、信託約款で定められており、当計算期間については、投資証券を組み入れております。 2) デリバティブ取引 当ファンドが行うことのできるデリバティブ取引は、信託約款に基づいております。当ファンドにおけるデリバティブ取引は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資すること、および為替変動リスクの回避を目的としております。 当計算期間については、為替予約取引を行っております。 3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 (2) 金融商品に係るリスク 有価証券およびデリバティブ取引等 当ファンドが保有する金融商品にかかる主なリスクとしては、株価変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクがあります。	(1) 金融商品の内容 1) 有価証券 同 左 2) デリバティブ取引 同 左 3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 (2) 金融商品に係るリスク 有価証券およびデリバティブ取引等 同 左

3. 金融商品に係るリスク管理体制	リスク管理の実効性を高め、またコンプライアンスの徹底を図るために運用部門から独立した組織を設置し、投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況にかかる、信託約款・社内ルール等において定める各種投資制限・リスク指標のモニタリングおよびファンドの運用パフォーマンスの測定・分析・評価についてのチェックを行っています。投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況等にかかるチェックの結果については、運用評価、リスク管理およびコンプライアンスに関する委員会をそれぞれ設け、報告が義務づけられています。 また、とりわけ、市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクの管理体制については、各種リスクごとに管理項目、測定項目、上下限值、管理レベルおよび頻度等を定めて当該リスクの管理を実施しております。リスクを管理する部署では、各種リスクごとに定められた頻度で、測定項目が上下限值（リミットあるいは注意レベル）内に収まっているかどうかのモニタリングを行っています。上下限値を越えていることが発見された場合は、原則として速やかに修正を行うよう、リスク管理を行う部署から関連する運用グループに是正勧告あるいは報告が行われます。また、是正勧告あるいは報告を受けた関連運用グループでは、必要な対処の実施あるいは対処方針の決定を行います。なお、リスク管理を行う部署は、上下限値に抵触した事実ならびにその後の対処結果あるいは関連運用グループの対処方針の決定に関し、必要に応じて、リスク管理を行う部署の担当役員、当該関連運用グループの担当役員およびリスク管理委員会へ報告する体制となっております。	同 左
4. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって認める評価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引にかかる市場リスクを示すものではありません。	同 左

II. 金融商品の時価等に関する事項

項 目	（平成23年12月19日現在）	（平成24年6月18日現在）
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	金融商品は、原則として、すべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	同 左
2. 時価の算定方法	(1) 有価証券（投資証券） 「重要な会計方針の注記」に記載しております。 (2) 派生商品評価勘定（デリバティブ取引） デリバティブ取引については、「デリバティブ取引に関する注記」に記載しております。	(1) 有価証券（投資証券） 同 左 (2) 派生商品評価勘定（デリバティブ取引） 同 左

	(3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。	(3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 同 左
--	---	---

（デリバティブ取引に関する注記）

（平成23年12月19日現在）

平成23年12月19日現在、デリバティブ取引は行っておりません。

（平成24年 6 月18日現在）

平成24年 6 月18日現在、デリバティブ取引は行っておりません。

（関連当事者との取引に関する注記）

（自 平成23年 6月18日 至 平成23年12月19日）

該当事項はありません。

（自 平成23年12月20日 至 平成24年 6月18日）

該当事項はありません。

（その他の注記）

（平成23年12月19日現在）	
本有価証券報告書における開示対象ファンドの	
期首における当該親投資信託の元本額	155,404,229,450円
同期中における追加設定元本額	14,690,361,808円
同期中における一部解約元本額	8,418,906,849円
平成23年12月19日現在における元本の内訳	
三井住友・グローバル・リート・オープン	117,842,764,257円
三井住友・グローバル・リート・オープン（3カ月決算型）	8,706,233,223円
グローバル3資産ファンド	31,295,514,491円
三井住友・グローバル・リート・オープン（1年決算型）	1,397,345,185円
グローバル不動産投信（隔月決算型）	1,902,054,510円
ニュー・グローバル・バランス・ファンド	367,027,076円
DCグローバル・リート・オープン	10,129,545円
SMAM・年金グローバルリートファンド＜適格機関投資家限定＞	61,460,891円
グローバル・リート・ファンドVA＜適格機関投資家限定＞	93,155,231円
合 計	161,675,684,409円

（平成24年 6月18日現在）	
本有価証券報告書における開示対象ファンドの	
期首における当該親投資信託の元本額	161,675,684,409円
同期中における追加設定元本額	11,635,392,541円
同期中における一部解約元本額	13,016,065,096円
平成24年 6月18日現在における元本の内訳	
三井住友・グローバル・リート・オープン	123,761,801,837円
三井住友・グローバル・リート・オープン（3カ月決算型）	8,709,722,501円
グローバル3資産ファンド	24,328,551,848円
三井住友・グローバル・リート・オープン（1年決算型）	1,392,757,768円
グローバル不動産投信（隔月決算型）	1,617,002,880円
ニュー・グローバル・バランス・ファンド	292,852,060円
DCグローバル・リート・オープン	34,926,348円
SMAM・年金グローバルリートファンド＜適格機関投資家限定＞	61,460,891円
グローバル・リート・ファンドVA＜適格機関投資家限定＞	95,935,721円
合 計	160,295,011,854円

（３）附属明細表

有価証券明細表

(a) 株式

該当事項はありません。

(b) 株式以外の有価証券

種類	銘 柄	口数	評価額	備考
投資証券	日本円			
	アドバンス・レジデンス投資法人	16,547	2,543,273,900	
	日本ビルファンド投資法人	1,499	1,089,773,000	
	ジャパンリアルエステイト投資法人	2,255	1,553,695,000	
	日本リテールファンド投資法人	15,922	1,918,601,000	
	日本プライムリアルティ投資法人	4,034	910,473,800	
	東急リアル・エステート投資法人	2,099	807,065,500	
	グローバル・ワン不動産投資法人	3,166	1,527,595,000	
	野村不動産オフィスファンド投資法人	3,076	1,293,458,000	
	ユナイテッド・アーバン投資法人	28,172	2,357,996,400	
	森トラスト総合リート投資法人	1,980	1,265,220,000	
	フロンティア不動産投資法人	3,186	2,096,388,000	
	日本ロジスティクスファンド投資法人	4,565	3,172,675,000	
	日本円 小計	86,501	20,536,214,600	単位：円
	米ドル			
	AMERICAN CAMPUS COMMUNITIES INC	737,824	32,619,199.04	
	AVALONBAY COMMUNITIES INC	73,940	10,403,358.00	
	BOSTON PROPERTIES INC	203,679	21,188,726.37	
	DIGITAL REALTY TRUST INC	193,121	14,298,678.84	
	DUKE REALTY CORP	1,084,848	15,372,296.16	
	EQUITY LIFESTYLE PROPERTIES INC	231,278	15,916,551.96	
	EQUITY RESIDENTIAL	171,375	10,613,253.75	
	HCP,INC.	2,909,362	124,753,442.56	
	HEALTH CARE REIT INC	1,083,878	61,564,270.40	
	HIGHWOODS PROPERTIES INC	961,357	31,570,963.88	
	HOST HOTELS AND RESORTS INC	1,322,464	20,603,989.12	
	KILROY REALTY CORP	449,700	21,315,780.00	
	LIBERTY PROPERTY TRUST	1,267,583	45,138,630.63	
	MACERICH COMPANY/THE	1,374,493	77,205,271.81	
	MACK-CALI REALTY CORPORATION	484,392	13,383,750.96	
	OMEGA HEALTHCARE INVESTORS INC	1,369,386	29,907,390.24	
	PUBLIC STORAGE	155,484	21,422,585.52	
	REALTY INCOME CORPORATION	1,510,202	59,894,611.32	
	REGENCY CENTERS CORP	1,084,710	49,658,023.80	
	SENIOR HOUSING PROPERTIES TRUST	1,495,647	32,291,018.73	
	SIMON PROPERTY GROUP INC	246,486	36,763,386.90	
	TANGER FACTORY OUTLET CENTERS,INC	878,225	27,163,499.25	
	VENTAS INC	2,049,072	123,190,208.64	

	米ドル 小計	21,338,506	896,238,887.88	
	(邦貨換算額)		(71,062,781,420)	(単位：円)
	カナダドル			
	CALLOWAY REAL ESTATE INVEST	1,561,167	42,494,965.74	
	CANADIAN REAL ESTATE INVESTMENT TRUST	759,493	29,430,353.75	
	DUNDEE REAL ESTATE INVESTMENT	1,406,661	53,382,784.95	
	NORTHERN PROPERTY REAL ESTATE	350,718	11,689,430.94	
	RIOCAN REAL ESTATE INVESTMENT TRUST	1,641,312	42,263,784.00	
	カナダドル 小計	5,719,351	179,261,319.38	
	(邦貨換算額)		(13,941,152,808)	(単位：円)
	ユーロ			
	CORIO NV	653,307	21,353,339.29	
	FONCIERE DES REGIONS	58,871	3,050,695.22	
	ICADE	318,303	19,308,259.98	
	KLEPIERRE	702,193	18,018,272.38	
	SOCIETE DE LA TOUR EIFFEL	134,020	4,665,236.20	
	UNIBAIL-RODAMCO SE	825,230	115,986,076.50	
	VASTNED RETAIL NV	402,003	11,658,087.00	
	WERELDHAVE NV	701,764	34,347,838.98	
	ユーロ 小計	3,795,691	228,387,805.55	
	(邦貨換算額)		(23,012,355,287)	(単位：円)
	英ポンド			
	BRITISH LAND CO PLC	11,725,410	57,853,172.94	
	LAND SECURITIES GROUP PLC	7,688,610	56,242,182.15	
	SEGRO PLC	16,043,280	34,348,662.48	
	英ポンド 小計	35,457,300	148,444,017.57	
	(邦貨換算額)		(18,496,124,589)	(単位：円)
	オーストラリアドル			
	CFS RETAIL PROPERTY TRUST GROUP	15,199,233	28,726,550.37	
	CHALLENGER DIVERSIFIED PROPERTY GROUP	12,527,510	6,952,768.05	
	COMMONWEALTH PROPERTY OFFICE	37,240,258	36,495,452.84	
	DEXUS PROPERTY GROUP	56,198,100	51,140,271.00	
	INVESTA OFFICE FUND	5,262,454	13,998,127.64	
	MIRVAC GROUP	39,079,027	49,044,178.88	
	STOCKLAND	14,242,429	45,575,772.80	
	WESTFIELD GROUP	17,038,166	159,647,615.42	
	WESTFIELD RETAIL TRUST	6,744,616	18,615,140.16	
	オーストラリアドル 小計	203,531,793	410,195,877.16	
	(邦貨換算額)		(32,914,117,183)	(単位：円)
	香港ドル			
	LINK REIT	2,409,500	75,537,825.00	

	香港ドル 小計	2,409,500	75,537,825.00	
	(邦貨換算額)		(771,996,571)	(単位：円)
	シンガポールドル			
	ASCENDAS REAL ESTATE INVESTMENT TRUST	11,400,000	22,914,000.00	
	CAPITACOMMERCIAL TRUST	4,560,000	5,540,400.00	
	CAPITAMALL TRUST	17,857,000	31,964,030.00	
	FRASERS CENTREPOINT TRUST	4,202,000	7,080,370.00	
	LIPPO MALLS INDONESIA RETAIL T	11,042,000	4,361,590.00	
	MAPLETREE INDUSTRIAL TRUST	4,355,560	5,074,227.40	
	MAPLETREE LOGISTICS TRUST	5,868,000	5,662,620.00	
	シンガポールドル 小計	59,284,560	82,597,237.40	
	(邦貨換算額)		(5,168,109,144)	(単位：円)
	合 計		185,902,851,602	単位：円
	(外貨建有価証券邦貨換算額合計)		(165,366,637,002)	(単位：円)

(注)

1. 合計金額欄の（ ）内は、外貨建有価証券にかかるもので、内書きであります。
2. 米ドル表示の投資証券については、23銘柄、信託財産純資産総額に対する比率38.0%、合計に対する比率43.0%です。
カナダドル表示の投資証券については、5銘柄、信託財産純資産総額に対する比率7.5%、合計に対する比率8.4%です。
ユーロ表示の投資証券については、8銘柄、信託財産純資産総額に対する比率12.3%、合計に対する比率13.9%です。
英ポンド表示の投資証券については、3銘柄、信託財産純資産総額に対する比率9.9%、合計に対する比率11.2%です。
オーストラリアドル表示の投資証券については、9銘柄、信託財産純資産総額に対する比率17.6%、合計に対する比率19.9%です。
香港ドル表示の投資証券については、1銘柄、信託財産純資産総額に対する比率0.4%、合計に対する比率0.5%です。
シンガポールドル表示の投資証券については、7銘柄、信託財産純資産総額に対する比率2.8%、合計に対する比率3.1%です。

2 【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

平成24年7月31日現在

I 資産総額	11,168,441,863 円
II 負債総額	25,345,269 円
III 純資産総額(I－II)	11,143,096,594 円
IV 発行済口数	23,062,240,299 口
V 1口当たり純資産額(III／IV)	0.4832 円
(1万口当たり純資産額	4,832 円)

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、ファンドの受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券は発行されません。

イ 名義書換

該当事項はありません。

ロ 受益者名簿

作成しません。

ハ 受益者に対する特典

ありません。

ニ 受益権の譲渡および譲渡制限等

（イ）受益権の譲渡

- a. 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。
- b. 上記aの申請のある場合には、上記aの振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記aの振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定に従い、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。
- c. 上記aの振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めたときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

（ロ）受益権の譲渡制限および譲渡の対抗要件

譲渡制限はありません。ただし、受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

ホ 受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議の上、社振法に定めるところに従い、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

ヘ 償還金

償還金は、原則として、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者に支払います。

ト 質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等に従って取り扱われます。

第二部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

イ 資本金の額および株式数

	平成24年7月31日現在
資本金の額	2,000百万円
会社が発行する株式の総数	60,000株
発行済株式総数	17,640株

ロ 最近5年間における資本金の額の増減

該当ありません。

ハ 会社の機構

委託会社の取締役は7名以内とし、株主総会で選任されます。取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行い、累積投票によらないものとし、

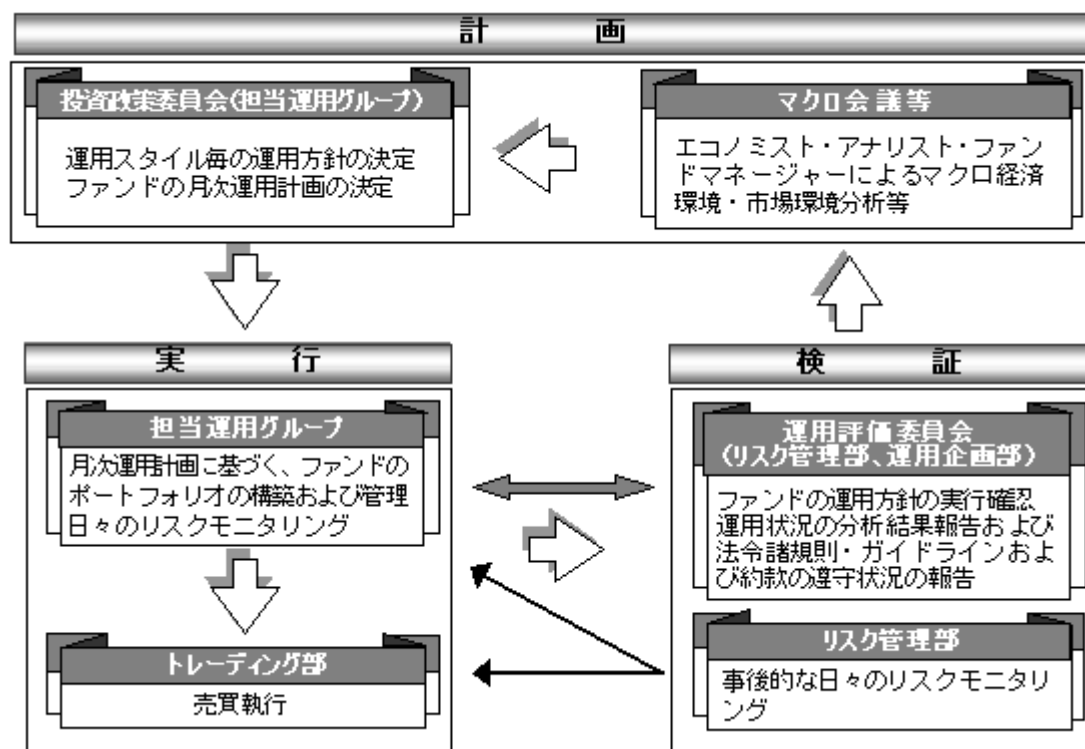
取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとし、補欠または増員によって選任された取締役の任期は、他の現任取締役の任期の満了する時までとします。

委託会社の業務上重要な事項は、取締役会の決議により決定します。

取締役会は、取締役会の決議によって、代表取締役を若干名を選定します。

また、取締役会の決議によって、取締役社長を1名選定し、必要に応じて取締役会長1名のほか、取締役副社長、専務取締役、常務取締役を若干名選定することができます。

ニ 投資信託の運用の流れ



2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また「金融商品取引法」に定める投資助言業務を行っています。

平成24年7月31日現在、委託会社が運用を行っている投資信託（親投資信託は除きます）は、以下の通りです。

（平成24年7月31日現在、単位：百万円）

		本 数	純資産総額
株式投資信託	単位型	28 (1)	31,601 (5,180)
	追加型	317 (137)	4,550,786 (2,982,095)
	計	345 (138)	4,582,387 (2,987,275)
公社債投資信託	単位型	0 (0)	0 (0)
	追加型	0 (0)	0 (0)
	計	0 (0)	0 (0)
合 計		345 (138)	4,582,387 (2,987,275)

※（ ）内は、私募投資信託分であり、内書き表記しております。

3【委託会社等の経理状況】

- 1 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第2条の規定により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しております。
- 2 当社は、第27期（平成23年4月1日から平成24年3月31日まで）の財務諸表については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、有限責任 あずさ監査法人の監査を受けております。

（１）【貸借対照表】

（単位：千円）

		第 26 期 （平成23年 3 月31日）	第 27 期 （平成24年 3 月31日）
（資 産 の 部）			
流動資産			
現金及び預金	※ 2	17,127,600	15,970,870
有価証券		3,999,722	3,999,305
前払費用		264,910	259,411
未収入金		607,623	32,426
未収委託者報酬		3,712,698	3,392,765
未収運用受託報酬		326,523	305,910
未収投資助言報酬	※ 2	412,606	452,618
未収収益		27,051	14,092
繰延税金資産		241,975	155,946
その他の流動資産		1,299	9,011
流動資産計		26,722,012	24,592,358
固定資産			
有形固定資産	※ 1		
建物		148,698	130,525
器具備品		232,209	201,264
有形固定資産合計		380,907	331,789
無形固定資産	※ 1		
ソフトウェア		-	241,251
ソフトウェア仮勘定		-	32,852
電話加入権		138	126
商標権		4,216	2,271
無形固定資産合計		4,354	276,502
投資その他の資産			
投資有価証券		4,980,828	6,720,330
関係会社株式		234,921	234,921
長期差入保証金		681,432	681,196
長期前払費用		10,561	16,958
会員権		20,113	9,480
繰延税金資産		606,449	589,332
投資その他の資産合計		6,534,307	8,252,219
固定資産計		6,919,569	8,860,511
資産合計		33,641,581	33,452,870

(単位：千円)

	第 26 期 (平成23年 3月31日)	第 27 期 (平成24年 3月31日)
(負 債 の 部)		
流動負債		
預り金	47,190	47,840
未払金		
未払収益分配金	681	403
未払償還金	21,638	106,771
未払手数料	※ 2 1,971,626	1,893,658
その他未払金	64,551	86,141
未払費用	824,240	930,998
未払消費税等	126,666	35,683
未払法人税等	1,004,164	264,114
賞与引当金	327,914	279,981
その他の流動負債	-	10
流動負債計	4,388,674	3,645,603
固定負債		
退職給付引当金	1,310,821	1,489,315
固定負債計	1,310,821	1,489,315
負債合計	5,699,496	5,134,919
(純 資 産 の 部)		
株主資本		
資本金	2,000,000	2,000,000
資本剰余金		
資本準備金	8,628,984	8,628,984
資本剰余金合計	8,628,984	8,628,984
利益剰余金		
利益準備金	284,245	284,245
その他利益剰余金		
配当準備積立金	60,000	60,000
別途積立金	1,476,959	1,476,959
繰越利益剰余金	15,381,398	15,791,435
利益剰余金合計	17,202,602	17,612,639
株主資本計	27,831,586	28,241,623
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	110,498	76,327
評価・換算差額等計	110,498	76,327
純資産合計	27,942,085	28,317,951
負債・純資産合計	33,641,581	33,452,870

（２）【損益計算書】

（単位：千円）

	第 26 期 （自 平成22年 4月 1 日 至 平成23年 3月31日）	第 27 期 （自 平成23年 4月 1 日 至 平成24年 3月31日）
営業収益		
委託者報酬	27,350,519	25,467,198
運用受託報酬	2,113,027	2,001,039
投資助言報酬	1,828,087	1,743,437
その他営業収益		
情報提供コンサルタント業務報酬	5,000	5,000
投資法人運用受託報酬	35,635	31,647
サービス支援手数料	234,885	99,134
その他	26,930	48,776
営業収益計	31,594,086	29,396,234
営業費用		
支払手数料	14,161,927	13,259,090
広告宣伝費	482,728	475,028
公告費	4,634	4,092
調査費		
調査費	537,254	503,839
委託調査費	2,115,042	2,285,064
営業雑経費		
通信費	34,433	35,155
印刷費	266,803	199,733
協会費	23,235	28,233
諸会費	11,346	12,025
情報機器関連費	2,066,205	1,855,475
販売促進費	27,670	28,021
その他	79,571	123,714
営業費用計	19,810,852	18,809,475
一般管理費		
給料		
役員報酬	155,867	154,738
給料・手当	4,342,937	4,427,312
賞与	983,434	937,970
賞与引当金繰入額	327,914	279,981
交際費	21,460	20,938
寄付金	31	10,026
事務委託費	220,738	245,311
旅費交通費	219,278	230,691
租税公課	87,674	80,136
不動産賃借料	677,468	683,098
退職給付費用	199,545	205,957
固定資産減価償却費	100,356	170,410
諸経費	250,817	268,760
一般管理費計	7,587,526	7,715,334

営業利益		4,195,707	2,871,423
営業外収益			
受取配当金		34,115	29,042
有価証券利息		3,603	3,731
受取利息	※ 1	7,877	5,916
為替差益		4,753	-
時効成立分配金・償還金		3,076	3,563
原稿・講演料		3,485	2,745
還付加算金		1,645	-
雑収入		7,033	5,096
営業外収益計		65,590	50,095
営業外費用			
為替差損		-	15,834
時効成立後支払分配金・償還金		659	-
営業外費用計		659	15,834
経常利益		4,260,638	2,905,684
特別利益			
投資有価証券償還益		7	-
投資有価証券売却益		71,400	13,806
受取和解金		-	108,451
特別利益計		71,407	122,258
特別損失			
固定資産除却損	※ 2	17,318	12,873
投資有価証券償還損		2,679	3,180
投資有価証券評価損		-	301
投資有価証券売却損		20,822	6,578
関係会社株式評価損		1,256	-
ゴルフ会員権評価損		-	10,633
特別損失計		42,077	33,566
税引前当期純利益		4,289,968	2,994,376
法人税、住民税及び事業税		1,852,053	1,195,768
法人税等調整額		△ 93,549	136,130
法人税等合計		1,758,503	1,331,898
当期純利益		2,531,465	1,662,477

（３）【株主資本等変動計算書】

(単位：千円)

	第 26 期 (自 平成22年 4月 1 日 至 平成23年 3月31日)	第 27 期 (自 平成23年 4月 1 日 至 平成24年 3月31日)
株主資本		
資本金		
当期首残高	2,000,000	2,000,000
当期末残高	2,000,000	2,000,000
資本剰余金		
資本準備金		
当期首残高	8,628,984	8,628,984
当期末残高	8,628,984	8,628,984
資本剰余金合計		
当期首残高	8,628,984	8,628,984
当期末残高	8,628,984	8,628,984
利益剰余金		
利益準備金		
当期首残高	284,245	284,245
当期末残高	284,245	284,245
その他利益剰余金		
配当準備積立金		
当期首残高	60,000	60,000
当期末残高	60,000	60,000
別途積立金		
当期首残高	1,476,959	1,476,959
当期末残高	1,476,959	1,476,959
繰越利益剰余金		
当期首残高	14,172,932	15,381,398
当期変動額		
剰余金の配当	△ 1,323,000	△ 1,252,440
当期純利益	2,531,465	1,662,477
当期変動額合計	1,208,465	410,037
当期末残高	15,381,398	15,791,435
利益剰余金合計		
当期首残高	15,994,137	17,202,602
当期変動額		
剰余金の配当	△ 1,323,000	△ 1,252,440
当期純利益	2,531,465	1,662,477
当期変動額合計	1,208,465	410,037
当期末残高	17,202,602	17,612,639
株主資本合計		
当期首残高	26,623,121	27,831,586
当期変動額		
剰余金の配当	△ 1,323,000	△ 1,252,440
当期純利益	2,531,465	1,662,477

当期変動額合計	1,208,465	410,037
当期末残高	27,831,586	28,241,623
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金		
当期首残高	82,556	110,498
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	27,941	△ 34,170
当期変動額合計	27,941	△ 34,170
当期末残高	110,498	76,327
評価・換算差額合計		
当期首残高	82,556	110,498
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	27,941	△ 34,170
当期変動額合計	27,941	△ 34,170
当期末残高	110,498	76,327
純資産合計		
当期首残高	26,705,677	27,942,085
当期変動額		
剰余金の配当	△ 1,323,000	△ 1,252,440
当期純利益	2,531,465	1,662,477
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	27,941	△ 34,170
当期変動額合計	1,236,407	375,866
当期末残高	27,942,085	28,317,951

重要な会計方針

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 満期保有目的の債券

償却原価法

(2) 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法

(3) その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法

（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの

移動平均法による原価法

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法によっております。但し、建物(建物附属設備を除く)については、定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 3～50年

器具備品 3～20年

(2) 無形固定資産

定額法によっております。

なお、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

3. 引当金の計上基準

(1) 賞与引当金

従業員賞与の支給に充てるため、将来の支給見込額のうち当事業年度の負担額を計上しております。

(2) 退職給付引当金

従業員の退職金支給に備えるため、当事業年度末における退職給付債務に基づき計上しております。

過去勤務債務については、その発生時において一時に費用処理しております。

数理計算上の差異については、その発生時において一時に費用処理しております。

4. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は税抜方式によっております。

追加情報

当事業年度の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正から、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（企業会計基準第24号 平成21年12月4日）及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日）を適用しております。

注 記 事 項

(貸借対照表関係)

第26期 (平成23年3月31日)	第27期 (平成24年3月31日)
※ 1 有形固定資産の減価償却累計額 建 物 191,415千円 器具備品 774,482千円 無形固定資産の減価償却累計額 電話加入権 95千円 商標権 15,226千円	※ 1 有形固定資産の減価償却累計額 建 物 210,710千円 器具備品 624,552千円 無形固定資産の減価償却累計額 ソフトウェア 127,910千円 電話加入権 107千円 商標権 17,170千円
※ 2 関係会社に対する債権債務 現金及び預金 11,201,422千円 未収投資助言報酬 293,061千円 未払手数料 469,104千円	※ 2 関係会社に対する債権債務 現金及び預金 10,360,214千円 未収投資助言報酬 283,244千円 未払手数料 436,830 千円
3 当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行1行と当座貸越契約を締結しております。 当事業年度末における当座貸越契約に係る借入金未実行残高等は次のとおりであります。 当座貸越極度額の総額 10,000,000千円 借入実行残高 一千円 差引額 10,000,000千円	3 当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行1行と当座貸越契約を締結しております。 当事業年度末における当座貸越契約に係る借入金未実行残高等は次のとおりであります。 当座貸越極度額の総額 10,000,000千円 借入実行残高 一千円 差引額 10,000,000千円
4 当社は、子会社であるSumitomo Mitsui Asset Management(New York)Inc.における賃貸借契約に係る賃借料に対し、平成27年6月までの賃借料総額74,617千円の支払保証を行っております。	4 当社は、子会社であるSumitomo Mitsui Asset Management(New York)Inc.における賃貸借契約に係る賃借料に対し、平成27年6月までの賃借料総額56,653千円の支払保証を行っております。

(損益計算書関係)

第26期 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)	第27期 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)
※ 1 関係会社との取引に係るもの 受取利息 3,867千円	※ 1 関係会社との取引に係るもの 受取利息 2,455千円
※ 2 固定資産除却損は、建物9,847千円、器具備品7,471千円であります。	※ 2 固定資産除却損は、器具備品12,873千円であります。

(株主資本等変動計算書関係)

第26期(自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)

1.発行済株式数に関する事項

	当期首株式数	当期増加株式数	当期減少株式数	当期末株式数
普通株式	17,640株	—	—	17,640株

2.剰余金の配当に関する事項

(1)配当金支払額等

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	一株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成22年6月24日 定時株主総会	普通株式	1,323,000	75,000	平成22年 3月31日	平成22年 6月25日

(2)基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生が翌事業年度になるもの

平成23年6月24日開催の第26回定時株主総会において次の通り付議いたします。

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (千円)	一株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成23年6月24日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	1,252,440	71,000	平成23年 3月31日	平成23年 6月27日

第27期(自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)

1.発行済株式数に関する事項

	当期首株式数	当期増加株式数	当期減少株式数	当期末株式数
普通株式	17,640株	—	—	17,640株

2.剰余金の配当に関する事項

(1)配当金支払額等

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	一株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成23年6月24日 定時株主総会	普通株式	1,252,440	71,000	平成23年 3月31日	平成23年 6月27日

(2)基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生が翌事業年度になるもの

平成24年6月25日開催の第27回定時株主総会において次の通り付議いたします。

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (千円)	一株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成24年6月25日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	829,080	47,000	平成24年 3月31日	平成24年 6月26日

(リース取引関係)

第26期 (自 平成22年 4 月 1 日 至 平成23年 3 月31日)	第27期 (自 平成23年 4 月 1 日 至 平成24年 3 月31日)
1.オペレーティング・リース取引 (借主側) 未経過リース料(解約不能のもの)(単位:千円) 1年以内 672,700 1年超 958,593 合計 1,631,293	1.オペレーティング・リース取引 (借主側) 未経過リース料(解約不能のもの)(単位:千円) 1年以内 672,641 1年超 286,301 合計 958,942

(金融商品関係)

1.金融商品の状況に関する事項

(1)金融商品に対する取組方針

当社は、投資運用業及び投資助言業などの金融サービス事業を行っています。そのため、資金運用については、短期的で安全性の高い金融資産に限定し、財務体質の健全性、安全性、流動性の確保を第一とし、顧客利益に反しない運用を行っています。また、資金調達及びデリバティブ取引は行っていません。

(2)金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である未収運用受託報酬及び未収投資助言報酬は、顧客の信用リスクに晒されています。未収委託者報酬は、信託財産中から支弁されるものであり、信託財産については受託者である信託銀行において分別管理されているため、リスクは僅少となっています。

有価証券及び投資有価証券については、主に満期保有目的の債券及び事業推進目的のために保有する当社が設定する投資信託等であり、市場価格の変動リスク及び発行体の信用リスクに晒されています。関係会社株式については、全額出資の海外子会社の株式であり、発行体の信用リスクに晒されています。また、長期差入保証金は、建物等の賃借契約に関連する敷金等であり、差入先の信用リスクに晒されています。

営業債務である未払手数料は、すべて1年以内の支払期日であります。

(3)金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスクの管理

当社は、資産の自己査定及び償却・引当規程に従い、営業債権について、取引先毎の期日管理及び残高管理を行うとともに、その状況について取締役会に報告しています。

満期保有目的の債券は、余資運用規則に基づき、短期の国債のみを対象としているため、信用リスクは僅少であります。

有価証券、投資有価証券及び子会社株式は発行体の信用リスクについて、資産の自己査定及び償却・引当規程に従い、定期的に管理を行い、その状況について取締役会に報告しています。

長期差入保証金についても、差入先の信用リスクについて、資産の自己査定及び償却・引当規程に従い、定期的に管理を行い、その状況について取締役会に報告しています。

②市場リスクの管理

有価証券及び投資有価証券については、自己勘定資産の運用・管理に関する規程に従い、各所管部においては所管する有価証券について管理を、総務人事部においては総合的なリスク管理を行い、定期的に時価を把握しています。また、資産の自己査定及び償却・引当規程に従い、その状況について取締役会に報告しています。

なお、事業推進目的のために保有する当社が設定する投資信託等については、純資産額に対する保有制限を設けており、また、自社設定投信等の取得・処分に関する規則に従い、定期的に取締役会において報告し、投資家の資金性格、金額、および投資家数等の状況から検討した結果、目的が達成されたと判断した場合には速やかに処分することとしています。

(4)金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格及び業界団体が公表する売買参考統計値等に基づく価額のほか、これらの価額がない場合には合理的に算定された価額が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることがあります。

2.金融商品の時価等に関する事項

第26期(自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)

平成23年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれていません（（注2）参照）。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1)現金及び預金	17,127,600	17,127,600	—
(2)未収委託者報酬	3,712,698	3,712,698	—
(3)未収運用受託報酬	326,523	326,523	—
(4)未収投資助言報酬	412,606	412,606	—
(5)有価証券及び投資有価証券			
①満期保有目的の債券	3,999,722	3,999,600	△122
②その他有価証券	4,932,087	4,932,087	—
(6)長期差入保証金	681,432	681,432	—
資産計	31,192,671	31,192,549	△122
(1)未払金			
①未払手数料	1,971,626	1,971,626	—
負債計	1,971,626	1,971,626	—

(注1)金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

資 産

(1)現金及び預金、(2)未収委託者報酬、(3)未収運用受託報酬及び(4)未収投資助言報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。

(5)有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、債券については業界団体が公表する売買参考統計値等によって、投資信託等については取引所の価格、取引金融機関から提示された価格及び公表されている基準価格によっております。

また、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については、「有価証券関係」注記を参照ください。

(6)長期差入保証金

これらの時価については、敷金の性質及び賃貸借契約の期間から帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。

負債

(1)未払金

①未払手数料

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。

(注2)時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

	貸借対照表計上額
その他有価証券	
非上場株式	298
投資証券	48,443
合計	48,741
子会社株式	
非上場株式	234,921
合計	234,921

その他有価証券については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるものであり、「(5)②その他有価証券」には含めておりません。

子会社株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるものであることから、時価開示の対象とはしておりません。また、上記の表中にある「貸借対照表計上額」は、減損処理後の帳簿価額です。当事業年度における減損処理額は、1,256千円です。

(注3)金銭債権及び満期がある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

区分	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
現金及び預金	17,127,600	—	—	—
未収委託者報酬	3,712,698	—	—	—
未収運用受託報酬	326,523	—	—	—
未収投資助言報酬	412,606	—	—	—
有価証券及び投資有価証券				
満期保有目的の債券	4,000,000	—	—	—
その他有価証券のうち				
満期があるもの	—	—	—	—
長期差入保証金	13,841	667,590	—	—
合計	25,593,271	667,590	—	—

第27期(自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)

平成24年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれていません（（注2）参照）。

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1)現金及び預金	15,970,870	15,970,870	—
(2)未収委託者報酬	3,392,765	3,392,765	—
(3)未収運用受託報酬	305,910	305,910	—
(4)未収投資助言報酬	452,618	452,618	—
(5)有価証券及び投資有価証券			
①満期保有目的の債券	3,999,305	3,999,200	△105
②その他有価証券	6,671,589	6,671,589	—
(6)長期差入保証金	681,196	681,196	—
資産計	31,474,256	31,474,150	△105
(1)未払金			
①未払手数料	1,893,658	1,893,658	—
負債計	1,893,658	1,893,658	—

（注1）金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

資 産

(1)現金及び預金、(2)未収委託者報酬、(3)未収運用受託報酬及び(4)未収投資助言報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。

(5)有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、債券については業界団体が公表する売買参考統計値等によって、投資信託等については取引所の価格、取引金融機関から提示された価格及び公表されている基準価格によっております。

また、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については、「有価証券関係」注記を参照ください。

(6)長期差入保証金

これらの時価については、敷金の性質及び賃貸借契約の期間から帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。

負債

(1)未払金

①未払手数料

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。

(注2)時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

	貸借対照表計上額
その他有価証券	
非上場株式	298
投資証券	48,443
合計	48,741
子会社株式	
非上場株式	234,921
合計	234,921

その他有価証券については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるものであり、「(5)②その他有価証券」には含めておりません。

子会社株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるものであることから、時価開示の対象とはしておりません。

(注3)金銭債権及び満期がある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

区分	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
現金及び預金	15,970,870	—	—	—
未収委託者報酬	3,392,765	—	—	—
未収運用受託報酬	305,910	—	—	—
未収投資助言報酬	452,618	—	—	—
有価証券及び投資有価証券				
満期保有目的の債券	4,000,000	—	—	—
その他有価証券のうち				
満期があるもの	—	—	—	—
長期差入保証金	13,877	667,318	—	—
合計	24,136,043	667,318	—	—

(有価証券関係)

第26期(平成23年3月31日)

1.満期保有目的の債券

(単位：千円)

区分	貸借対照表計上額	時価	差額
(1)貸借対照表日の時価が貸借対照表計上額を超えるもの	—	—	—
小計	—	—	—
(2)貸借対照表日の時価が貸借対照表計上額を超えないもの	3,999,722	3,999,600	△122
小計	3,999,722	3,999,600	△122
合計	3,999,722	3,999,600	△122

2.子会社株式及び関連会社株式

子会社株式及び関連会社株式（貸借対照表計上額 関係会社株式234,921千円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。また、上記「貸借対照表計上額」は、減損処理後の帳簿価額です。当事業年度における減損処理額は、1,256千円です。

3.その他有価証券

(単位：千円)

区分	貸借対照表計上額	取得原価	差額
(1)貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの 投資信託等	3,047,395	2,801,036	246,358
小計	3,047,395	2,801,036	246,358
(2)貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの 投資信託等	1,884,692	1,950,168	△65,476
小計	1,884,692	1,950,168	△65,476
合計	4,932,087	4,751,205	180,882

（注）非上場株式等（貸借対照表計上額 48,741千円）については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

4.当事業年度中に売却したその他有価証券

(単位：千円)

売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
4,845,387	71,400	20,822

第27期(平成24年3月31日)

1.満期保有目的の債券

(単位：千円)

区分	貸借対照表計上額	時価	差額
(1)貸借対照表日の時価が貸借対照表計上額を超えるもの	—	—	—
小計	—	—	—
(2)貸借対照表日の時価が貸借対照表計上額を超えないもの	3,999,305	3,999,200	△105
小計	3,999,305	3,999,200	△105
合計	3,999,305	3,999,200	△105

2.子会社株式及び関連会社株式

子会社株式及び関連会社株式（貸借対照表計上額 関係会社株式234,921千円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

3.その他有価証券

(単位：千円)

区分	貸借対照表計上額	取得原価	差額
(1)貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの 投資信託等	4,635,097	4,387,713	247,384
小計	4,635,097	4,387,713	247,384
(2)貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの 投資信託等	2,036,491	2,170,148	△133,657
小計	2,036,491	2,170,148	△133,657
合計	6,671,589	6,557,862	113,727

（注）非上場株式等（貸借対照表計上額 48,741千円）については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。また、上記「貸借対照表計上額」は、減損処理後の帳簿価額です。当事業年度における減損処理額は、301千円です。

4.当事業年度中に売却したその他有価証券

(単位：千円)

売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
1,012,727	13,806	6,578

(デリバティブ取引関係)

当社は、デリバティブ取引を全く行っておりませんので、該当事項はありません。

(退職給付関係)

第26期 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)	第27期 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)																				
1. 採用している退職給付制度の概要 当社は、確定給付型の制度として、退職一時金制度を設けております。	1. 採用している退職給付制度の概要 当社は、確定給付型の制度として、退職一時金制度を設けております。																				
2. 退職給付債務の額 (単位：千円) <table> <tr> <td>退職給付債務</td><td style="text-align: right;">1,310,821</td></tr> <tr> <td>退職給付引当金</td><td style="text-align: right;"><u>1,310,821</u></td></tr> </table>	退職給付債務	1,310,821	退職給付引当金	<u>1,310,821</u>	2. 退職給付債務の額 (単位：千円) <table> <tr> <td>退職給付債務</td><td style="text-align: right;">1,489,315</td></tr> <tr> <td>退職給付引当金</td><td style="text-align: right;"><u>1,489,315</u></td></tr> </table>	退職給付債務	1,489,315	退職給付引当金	<u>1,489,315</u>												
退職給付債務	1,310,821																				
退職給付引当金	<u>1,310,821</u>																				
退職給付債務	1,489,315																				
退職給付引当金	<u>1,489,315</u>																				
3. 退職給付費用の額 (単位：千円) <table> <tr> <td>勤務費用</td><td style="text-align: right;">160,751</td></tr> <tr> <td>利息費用</td><td style="text-align: right;">17,066</td></tr> <tr> <td>数理計算上の差異の費用処理額</td><td style="text-align: right;">6,439</td></tr> <tr> <td>その他</td><td style="text-align: right;">15,287</td></tr> <tr> <td>退職給付費用</td><td style="text-align: right;"><u>199,545</u></td></tr> </table> (注)その他は、その他の関係会社からの出向者の年金掛金負担分と退職給付引当額相当額負担分になります。	勤務費用	160,751	利息費用	17,066	数理計算上の差異の費用処理額	6,439	その他	15,287	退職給付費用	<u>199,545</u>	3. 退職給付費用の額 (単位：千円) <table> <tr> <td>勤務費用</td><td style="text-align: right;">167,222</td></tr> <tr> <td>利息費用</td><td style="text-align: right;">19,662</td></tr> <tr> <td>数理計算上の差異の費用処理額</td><td style="text-align: right;">5,053</td></tr> <tr> <td>その他</td><td style="text-align: right;">14,018</td></tr> <tr> <td>退職給付費用</td><td style="text-align: right;"><u>205,957</u></td></tr> </table> (注)その他は、その他の関係会社からの出向者の年金掛金負担分と退職給付引当額相当額負担分になります。	勤務費用	167,222	利息費用	19,662	数理計算上の差異の費用処理額	5,053	その他	14,018	退職給付費用	<u>205,957</u>
勤務費用	160,751																				
利息費用	17,066																				
数理計算上の差異の費用処理額	6,439																				
その他	15,287																				
退職給付費用	<u>199,545</u>																				
勤務費用	167,222																				
利息費用	19,662																				
数理計算上の差異の費用処理額	5,053																				
その他	14,018																				
退職給付費用	<u>205,957</u>																				
4. 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項 退職給付見込額の期間配分方法 勤務期間を基準とする方法 割引率 1.5% 過去勤務債務の額の処理年数 1年（発生時において費用処理する方法） 数理計算上の差異の処理年数 1年（発生時において費用処理する方法）	4. 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項 退職給付見込額の期間配分方法 勤務期間を基準とする方法 割引率 1.5% 過去勤務債務の額の処理年数 1年（発生時において費用処理する方法） 数理計算上の差異の処理年数 1年（発生時において費用処理する方法）																				

(税効果会計関係)

第26期 (平成23年 3月31日)	第27期 (平成24年 3月31日)																																																																																
1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳 (単位：千円) (1) 流動の部 繰延税金資産 <table> <tr> <td>賞与引当金</td><td>133,428</td></tr> <tr> <td>未払社会保険料</td><td>14,807</td></tr> <tr> <td>未払事業税</td><td>83,126</td></tr> <tr> <td>未払事業所税</td><td>6,378</td></tr> <tr> <td>その他</td><td>4,235</td></tr> <tr> <td>繰延税金資産計</td><td>241,975</td></tr> <tr> <td>評価性引当額</td><td>—</td></tr> <tr> <td>繰延税金資産合計</td><td>241,975</td></tr> <tr> <td>繰延税金資産の純額</td><td>241,975</td></tr> </table> (2) 固定の部 繰延税金資産 <table> <tr> <td>退職給付引当金</td><td>533,373</td></tr> <tr> <td>ソフトウェア償却</td><td>141,119</td></tr> <tr> <td>投資有価証券評価損</td><td>71,023</td></tr> <tr> <td>特定外国子会社留保金額</td><td>247,489</td></tr> <tr> <td>その他</td><td>4,925</td></tr> <tr> <td>繰延税金資産計</td><td>997,931</td></tr> <tr> <td>評価性引当額</td><td>△321,097</td></tr> <tr> <td>繰延税金資産合計</td><td>676,833</td></tr> </table> 繰延税金負債 <table> <tr> <td>その他有価証券評価差額金</td><td>70,383</td></tr> <tr> <td>繰延税金負債合計</td><td>70,383</td></tr> <tr> <td>繰延税金資産の純額</td><td>606,449</td></tr> </table>	賞与引当金	133,428	未払社会保険料	14,807	未払事業税	83,126	未払事業所税	6,378	その他	4,235	繰延税金資産計	241,975	評価性引当額	—	繰延税金資産合計	241,975	繰延税金資産の純額	241,975	退職給付引当金	533,373	ソフトウェア償却	141,119	投資有価証券評価損	71,023	特定外国子会社留保金額	247,489	その他	4,925	繰延税金資産計	997,931	評価性引当額	△321,097	繰延税金資産合計	676,833	その他有価証券評価差額金	70,383	繰延税金負債合計	70,383	繰延税金資産の純額	606,449	1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳 (単位：千円) (1) 流動の部 繰延税金資産 <table> <tr> <td>賞与引当金</td><td>106,421</td></tr> <tr> <td>未払社会保険料</td><td>12,691</td></tr> <tr> <td>未払事業税</td><td>27,381</td></tr> <tr> <td>未払事業所税</td><td>5,808</td></tr> <tr> <td>その他</td><td>3,644</td></tr> <tr> <td>繰延税金資産計</td><td>155,946</td></tr> <tr> <td>評価性引当額</td><td>—</td></tr> <tr> <td>繰延税金資産合計</td><td>155,946</td></tr> <tr> <td>繰延税金資産の純額</td><td>155,946</td></tr> </table> (2) 固定の部 繰延税金資産 <table> <tr> <td>退職給付引当金</td><td>530,792</td></tr> <tr> <td>ソフトウェア償却</td><td>95,129</td></tr> <tr> <td>投資有価証券評価損</td><td>61,204</td></tr> <tr> <td>特定外国子会社留保金額</td><td>222,604</td></tr> <tr> <td>その他</td><td>7,328</td></tr> <tr> <td>繰延税金資産計</td><td>917,059</td></tr> <tr> <td>評価性引当額</td><td>△290,326</td></tr> <tr> <td>繰延税金資産合計</td><td>626,732</td></tr> </table> 繰延税金負債 <table> <tr> <td>その他有価証券評価差額金</td><td>37,399</td></tr> <tr> <td>繰延税金負債合計</td><td>37,399</td></tr> <tr> <td>繰延税金資産の純額</td><td>589,332</td></tr> </table>	賞与引当金	106,421	未払社会保険料	12,691	未払事業税	27,381	未払事業所税	5,808	その他	3,644	繰延税金資産計	155,946	評価性引当額	—	繰延税金資産合計	155,946	繰延税金資産の純額	155,946	退職給付引当金	530,792	ソフトウェア償却	95,129	投資有価証券評価損	61,204	特定外国子会社留保金額	222,604	その他	7,328	繰延税金資産計	917,059	評価性引当額	△290,326	繰延税金資産合計	626,732	その他有価証券評価差額金	37,399	繰延税金負債合計	37,399	繰延税金資産の純額	589,332
賞与引当金	133,428																																																																																
未払社会保険料	14,807																																																																																
未払事業税	83,126																																																																																
未払事業所税	6,378																																																																																
その他	4,235																																																																																
繰延税金資産計	241,975																																																																																
評価性引当額	—																																																																																
繰延税金資産合計	241,975																																																																																
繰延税金資産の純額	241,975																																																																																
退職給付引当金	533,373																																																																																
ソフトウェア償却	141,119																																																																																
投資有価証券評価損	71,023																																																																																
特定外国子会社留保金額	247,489																																																																																
その他	4,925																																																																																
繰延税金資産計	997,931																																																																																
評価性引当額	△321,097																																																																																
繰延税金資産合計	676,833																																																																																
その他有価証券評価差額金	70,383																																																																																
繰延税金負債合計	70,383																																																																																
繰延税金資産の純額	606,449																																																																																
賞与引当金	106,421																																																																																
未払社会保険料	12,691																																																																																
未払事業税	27,381																																																																																
未払事業所税	5,808																																																																																
その他	3,644																																																																																
繰延税金資産計	155,946																																																																																
評価性引当額	—																																																																																
繰延税金資産合計	155,946																																																																																
繰延税金資産の純額	155,946																																																																																
退職給付引当金	530,792																																																																																
ソフトウェア償却	95,129																																																																																
投資有価証券評価損	61,204																																																																																
特定外国子会社留保金額	222,604																																																																																
その他	7,328																																																																																
繰延税金資産計	917,059																																																																																
評価性引当額	△290,326																																																																																
繰延税金資産合計	626,732																																																																																
その他有価証券評価差額金	37,399																																																																																
繰延税金負債合計	37,399																																																																																
繰延税金資産の純額	589,332																																																																																
2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため、記載を省略しております。	2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳 (%) <table> <tr> <td>法定実効税率</td><td>40.6</td></tr> <tr> <td>(調整)</td><td></td></tr> <tr> <td>評価性引当額の増減</td><td>△1.0</td></tr> <tr> <td>交際費等永久に損金に算入されない項目</td><td>0.3</td></tr> <tr> <td>住民税均等割等</td><td>0.2</td></tr> <tr> <td>外国税額控除</td><td>△0.5</td></tr> <tr> <td>税率変更による期末繰延税金資産の減額修正</td><td>4.5</td></tr> <tr> <td>その他</td><td>0.2</td></tr> <tr> <td>税効果会計適用後の法人税等の負担率</td><td>44.4</td></tr> </table>	法定実効税率	40.6	(調整)		評価性引当額の増減	△1.0	交際費等永久に損金に算入されない項目	0.3	住民税均等割等	0.2	外国税額控除	△0.5	税率変更による期末繰延税金資産の減額修正	4.5	その他	0.2	税効果会計適用後の法人税等の負担率	44.4																																																														
法定実効税率	40.6																																																																																
(調整)																																																																																	
評価性引当額の増減	△1.0																																																																																
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.3																																																																																
住民税均等割等	0.2																																																																																
外国税額控除	△0.5																																																																																
税率変更による期末繰延税金資産の減額修正	4.5																																																																																
その他	0.2																																																																																
税効果会計適用後の法人税等の負担率	44.4																																																																																

—

3. 法定実効税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の修正

平成23年12月2日に「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律」（平成23年法律第114号）及び「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」（平成23年法律第117号）が公布され、平成24年4月1日以降開始する事業年度より法人税率が変更されることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用される法定実効税率は、前事業年度の40.6%から、一時差異等に係る解消時期に応じて以下のとおりとなります。

平成24年4月1日から平成27年3月31日 38.0%

平成27年4月1日以降 35.6%

この税率の変更により繰延税金資産の純額が88,362千円減少し、当事業年度に計上された法人税等調整額の金額が93,662千円、その他有価証券評価差額金が5,299千円、それぞれ増加しております。

（資産除去債務関係）

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

第26期（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

1.セグメント情報

当社は、投資運用業及び投資助言業などの金融商品取引業を中心とする営業活動を展開しております。これらの営業活動は、金融その他の役務提供を伴っており、この役務提供と一体となった営業活動を基に収益を得ております。

従って、当社の事業区分は、「投資・金融サービス業」という単一の事業セグメントに属しており、事業の種類別セグメント情報の記載を省略しております。

2.関連情報

(1)製品及びサービスごとの情報

(単位：千円)

	委託者報酬	運用受託報酬	投資助言報酬	その他	合計
外部顧客への売上高	27,350,519	2,113,027	1,828,087	302,451	31,594,086

(2)地域ごとの情報

①売上高

本邦の外部顧客への売上高に区分した金額が損益計算書の売上高の90%を超えるため、地域ごとの売上高の記載を省略しております。

②有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

(3)主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

第27期(自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)

1.セグメント情報

当社は、投資運用業及び投資助言業などの金融商品取引業を中心とする営業活動を展開しております。これらの営業活動は、金融その他の役務提供を伴っており、この役務提供と一体となった営業活動を基に収益を得ております。

従って、当社の事業区分は、「投資・金融サービス業」という単一の事業セグメントに属しており、事業の種類別セグメント情報の記載を省略しております。

2.関連情報

(1)製品及びサービスごとの情報

(単位：千円)

	委託者報酬	運用受託報酬	投資助言報酬	その他	合計
外部顧客への売上高	25,467,198	2,001,039	1,743,437	184,558	29,396,234

(2)地域ごとの情報

①売上高

本邦の外部顧客への売上高に区分した金額が損益計算書の売上高の90%を超えるため、地域ごとの売上高の記載を省略しております。

②有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

(3)主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

(関連当事者情報)

第26期(自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)

1.親会社及び主要株主（会社等の場合に限る。）等

（単位：千円）

種類	会社等の 名称又は 氏名	所在地	資本金、 出資金 又は基金	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有(被 所有)割合	関連当事者 との関係	取引の 内容	取引金額	科目	期末残高
その他の 関係会社	住友生命 保険(相)	大阪府 大阪市 中央区	210,000,000	生命保険業	(被所有)% 直接 40	当社の 主要顧客	投資助言 報酬	1,130,782	未収投資 助言報酬	293,061
その他の 関係会社	(株)三井 住友銀行	東京都 千代田区	1,770,996,505	銀行業	(被所有)% 直接 27.5	投信の販売委託 役員の兼任	委託販売 手数料	4,558,604	未払手数料	374,320

(注) 1. 上記金額のうち、取引金額には消費税等は含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

(1)投資助言契約の受託については、一般取引条件を勘案した個別契約に基づき決定しております。

(2)投信の販売委託については、一般取引条件を基に、協議の上決定しております。

2.その他の関係会社の子会社等

（単位：千円）

種類	会社等の 名称又は 氏名	所在地	資本金、 出資金 又は基金	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有(被 所有)割合	関連当事者 との関係	取引の 内容	取引金額	科目	期末残高
その他の 関係会社 の子会社	日興コー ディアル 証券(株)	東京都 千代田区	10,000,000	証券業	－ %	投信の 販売委託	委託販売 手数料	2,174,385	未払手数料	110,182

(注) 1. 上記金額のうち、取引金額には消費税等は含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

(1)投信の販売委託については、一般取引条件を基に、協議の上決定しております。

第27期(自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)

1.親会社及び主要株主（会社等の場合に限る。）等

（単位：千円）

種類	会社等の 名称又は 氏名	所在地	資本金、 出資金 又は基金	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有(被 所有)割合	関連当事者 との関係	取引の 内容	取引金額	科目	期末残高
その他の 関係会社	住友生命 保険(相)	大阪府 大阪市 中央区	220,000,000	生命保険業	(被所有) % 直接 40	当社の 主要顧客	投資助言 報酬	1,082,284	未収投資 助言報酬	283,244
その他の 関係会社	(株)三井 住友銀行	東京都 千代田区	1,770,996,505	銀行業	(被所有) % 直接 27.5	投信の販売委託 役員の兼任	委託販売 手数料	4,294,733	未払手数料	345,061

(注) 1. 上記金額のうち、取引金額には消費税等は含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

(1)投資助言契約の受託については、一般取引条件を勘案した個別契約に基づき決定しております。

(2)投信の販売委託については、一般取引条件を基に、協議の上決定しております。

2.その他の関係会社の子会社等

（単位：千円）

種類	会社等の 名称又は 氏名	所在地	資本金、 出資金 又は基金	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有(被 所有)割合	関連当事者 との関係	取引の 内容	取引金額	科目	期末残高
その他の 関係会社 の子会社	SMBC 日興証券(株)	東京都 千代田区	10,000,000	証券業	－ %	投信の 販売委託	委託販売 手数料	1,765,986	未払手数料	264,970

(注) 1. 上記金額のうち、取引金額には消費税等は含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

(1)投信の販売委託については、一般取引条件を基に、協議の上決定しております。

(1株当たり情報)

第26期 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)	第27期 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)
1株当たり純資産額 1,584,018円42銭 1株当たり当期純利益 143,507円12銭 なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。 (1株当たり純資産額の算定上の基礎) 貸借対照表の純資産の部の合計額 27,942,085千円 普通株式に係る純資産額 27,942,085千円 普通株式の発行済株式数 17,640株 1株当たり純資産額の算定に用いられた普通株式の数 17,640株 (1株当たり当期純利益の算定上の基礎) 損益計算書上の当期純利益 2,531,465千円 普通株式に係る当期純利益 2,531,465千円 普通株主に帰属しない金額の主要な内訳 該当事項はありません。 普通株式の期中平均株式数 17,640株	1株当たり純資産額 1,605,326円06銭 1株当たり当期純利益 94,244円73銭 なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。 (1株当たり純資産額の算定上の基礎) 貸借対照表の純資産の部の合計額 28,317,951千円 普通株式に係る純資産額 28,317,951千円 普通株式の発行済株式数 17,640株 1株当たり純資産額の算定に用いられた普通株式の数 17,640株 (1株当たり当期純利益の算定上の基礎) 損益計算書上の当期純利益 1,662,477千円 普通株式に係る当期純利益 1,662,477千円 普通株主に帰属しない金額の主要な内訳 該当事項はありません。 普通株式の期中平均株式数 17,640株

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- イ 自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)
- ロ 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)
- ハ 通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）または子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引または店頭デリバティブ取引を行うこと。
- ニ 委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- ホ 上記ハ、ニに掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5【その他】

- イ 定款の変更、その他の重要事項
該当ありません。
- ロ 訴訟事件その他会社に重要な影響を与えることが予想される事実
該当ありません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

イ 受託会社

- （イ）名称 三井住友信託銀行株式会社
- （ロ）資本金の額 342,037百万円（平成24年4月1日現在）
- （ハ）事業の内容 銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

【参考情報：再信託受託会社の概要】

- ・ 名称 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社
- ・ 資本金の額 51,000百万円（平成24年3月末現在）
- ・ 事業の内容 銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

ロ 販売会社

（イ）名称	（ロ）資本金の額※	（ハ）事業の内容
株式会社SBI証券	47,937百万円	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
楽天証券株式会社	7,495百万円	
信金中央金庫	490,998百万円	信用金庫法に基づき、信用金庫連合会の事業を営んでいます。

※資本金の額は、平成24年3月末現在。

※信金中央金庫の資本金の額の箇所には、出資の総額を記載しております。

ハ 投資顧問会社（運用の委託先）

- （イ）名称 ビーエヌピー・パリバ・インベストメント・パートナーズ・ネイザーランズ・エヌ・ブイ
- （ロ）資本金の額 1,454千ユーロ（平成23年9月末現在）
- （ハ）事業の内容 オランダ証券監督庁の監督下で、投資顧問業を営んでおります。

2【関係業務の概要】

イ 受託会社

信託契約の受託会社であり、信託財産の保管・管理・計算等を行います。

ロ 販売会社

委託会社との間で締結された販売契約に基づき、日本における当ファンドの募集・販売の取扱い、投資信託説明書（目論見書）の提供、一部解約の実行の請求の受付け、収益分配金、償還金の支払事務等を行います。

ハ 投資顧問会社（運用の委託先）

委託会社との間で締結される投資一任契約（運用委託契約）に基づき、当ファンドが主要投資対象とするマザーファンドの運用指図に関する権限の一部の委託を受け、信託財産の運用を行います。

3【資本関係】

該当ありません。

第3【参考情報】

当計算期間において書類が以下の通り提出されております。

提出年月日	書類名
平成23年12月28日	臨時報告書
平成24年3月16日	有価証券報告書
平成24年3月16日	有価証券届出書の訂正届出書
平成24年3月29日	臨時報告書

独立監査人の監査報告書

平成24年8月7日

三井住友アセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員

業務執行社員

公認会計士 鈴木 敏夫 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている三井住友・グローバル・リート・オープン（3カ月決算型）の平成23年12月20日から平成24年6月18日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、三井住友・グローバル・リート・オープン（3カ月決算型）の平成24年6月18日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

三井住友アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- （注） 1. 上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

[委託会社の監査報告書（当期）へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成24年6月15日

三井住友アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 鈴木 敏夫 印
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 辰巳 幸久 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている三井住友アセットマネジメント株式会社の平成23年4月1日から平成24年3月31日までの第27期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、三井住友アセットマネジメント株式会社の平成24年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

※上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。